

目 次

○第1号（6月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
町長挨拶	4
諸般の報告	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	4
日程第 2 会期の決定	5
日程第 3 報告第 4号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告	5
日程第 4 報告第 5号 令和元年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書	9
日程第 5 報告第 6号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書	12
日程第 6 承認第 4号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分 の報告と承認を求めることについて	13
日程第 7 議案第57号 吉岡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改 正する条例	15
日程第 8 議案第50号 吉岡町税条例の一部を改正する条例	17
日程第 9 議案第51号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	21
日程第10 議案第52号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例	23
日程第11 議案第53号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例	25
日程第12 議案第54号 町道路線の認定・廃止について	26
日程第13 議案第55号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）	28
日程第14 議案第56号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 （第1号）	32
日程第15 同意第 3号 吉岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について	33
散 会	35

○第2号（6月2日）

議事日程 第2号	37
本日の会議に付した事件	37
出席議員	38
欠席議員	38
説明のため出席した者	38
事務局職員出席者	38
開 議	39
日程第 1 一般質問	39
◇廣嶋 隆君	39
◇飯島 衛君	54
◇小池春雄君	63
日程第 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	79
日程第 3 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	79
日程第 4 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	79
日程第 5 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	79
日程第 6 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について	79
日程第 7 地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について	79
日程第 8 人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について	79
町長挨拶	81
閉 会	82

令和2年第2回吉岡町議会定例会会議録第1号

令和2年6月1日（月曜日）

議事日程 第1号

令和2年6月1日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 4号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告
(報告・質疑)
- 日程第 4 報告第 5号 令和元年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書
(報告・質疑)
- 日程第 5 報告第 6号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
(報告・質疑)
- 日程第 6 承認第 4号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求め
ることについて
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 7 議案第57号 吉岡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 8 議案第50号 吉岡町税条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 9 議案第51号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第10 議案第52号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第11 議案第53号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第12 議案第54号 町道路線の認定・廃止について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第13 議案第55号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第14 議案第56号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

(提案・質疑・討論・表決)

日程第15 同意第 3号 吉岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について

(提案・質疑・討論・表決)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	寺島 悦 子 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹 沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 田 中 美 帆

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（山畑祐男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので令和2年第2回吉岡町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

町長挨拶

議長（山畑祐男君） 柴崎町長から発言の申入れがありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） おはようございます。

令和2年第2回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日、令和2年第2回定例議会が議員各位の出席の下、開会できますことに、感謝と御礼を申し上げます。

さて、皆さんご存じのとおり、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が解除されました。今後は、感染拡大防止と経済活動を両立する新たな日常を探りつつ、感染拡大の第2波に備えた新しい生活様式に配慮した政策運営が求められているところでございます。

本定例会では、報告3件、承認1件、議案8件、同意1件を上程させていただきました。先日の臨時会に引き続き、コロナウイルス対策関連議案等が中心となりますが、何とぞ慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中ではございますが、よろしくようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は、大変お世話になります。

諸般の報告

議長（山畑祐男君） これより諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。それをもって諸般の報告といたします。

議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（山畑祐男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、8番村越哲夫議

員、9番坂田一広議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（山畑祐男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定については、議会運営委員会に付託してあります。平形議会運営委員長より委員会報告を求めます。

平形議員。

〔議会運営委員長 平形 薫君登壇〕

議会運営委員長（平形 薫君） 12番平形です。

議会運営委員会からの報告を行います。

去る5月26日火曜日、午前9時半から役場2階大会議室において、委員全員、議長、副議長、執行側からは町長、副町長、教育長、関係課長の出席の下、議会運営委員会を開催し、令和2年第2回定例会の会期及び会期日程について協議をいたしました。

本定例会の会期は、本日6月1日月曜日から6月2日火曜日までの2日間です。

一般質問は6月2日火曜日です。

なお、会期日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上、報告といたします。

議長（山畑祐男君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から6月2日までの2日間といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月2日までの2日間と決定いたしました。

なお、会期日程は配付の表のとおりです。

日程第3 報告第4号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告

議長（山畑祐男君） 日程第3、報告第4号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告を議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第4号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告について説明を申

上げます。

株式会社吉岡町振興公社の令和元年度（第18期）の事業概要及び決算の状況、並びに令和2年度（第19期）の事業及び予算に関する計画書の提出があったので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、関係書類を添えて議会に報告するものであります。

なお、報告書につきましては、総務課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、添付書類の事業報告書並びに事業計画書を説明させていただきます。

議案書を1枚めくっていただきまして、令和元年度（第18期）事業報告書から説明させていただきます。

ページはぐっていただきまして、2ページをご覧ください。

1の事業の経過及びその成果の（ウ）今年度の主な取組みと成果についてをご覧ください。

令和元年度につきましても、吉岡町振興公社が指定管理している当該施設の優位性を生かした特徴的な機能を最大限発揮させることを目標として様々な事業に取り組んでまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休館の影響等もございまして、吉岡町振興公社全体の売上高は1億8,037万8,000円、前期比1,226万9,000円の減となり、売上総利益は前期比1,102万5,000円減の1億4,503万7,000円となりました。

経費に関しては人件費や管理諸費が増加したものの、租税公課費や修繕費の減少などにより、販売費及び一般管理費は、前期比269万2,000円減の1億4,716万5,000円となりました。

その結果、営業利益は前期比833万3,000円減のマイナス212万8,000円、経常利益は前期比884万3,000円減の138万6,000円、そして、最終的な当期純利益につきましては前期比17.2%、648万2,000円減の134万6,000円となりました。

続きまして、3ページ、2の部門別の状況をご覧ください。

（ア）のよしおか温泉リバートピア吉岡についてですが、①から⑤までには、よしおか温泉リバートピア吉岡の今期の主な取組内容が記載されてございます。その一番下の段にありますとおり、1年間の入館者数は前期比4.6%減の27万163人で、前年に対し1万2,978人の減となりました。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月18日から臨時休館したことが主な原因であると考えられております。

収入につきましては、下の表にもありますとおり、入館者数減少の影響により全ての勘定項目で減少しました。温泉全体の純売上高といたしましては1億4,396万6,000円となり、前期比91.7%、1,299万3,000円の減となりました。

1ページはぐっていただきまして、4ページ、(イ)の吉岡町緑地運動公園をご覧ください。

①から④につきましては、緑地運動公園の今期の主な取組内容が記載されております。

下段の表にもありますとおり、緑地運動公園全体の利用者数は合計で前期比794人増の3万7,571人、利用料の合計では前期比104万3,000円増の1,804万7,000円でした。パークゴルフ場が全国公認コースの36ホール化したことなどにより、グラウンドゴルフを除いた全ての部門において、利用者数及び利用料ともに増加となっております。

次に、5ページ中段、(ウ)の道の駅よしおか温泉をご覧ください。

令和元年度につきましても、下の表にありますとおり、今年度各種団体参加によるイベント等を開催いたしました。また、テレビ番組の収録も行われ、吉岡町振興公社ではそれらに対して積極的に協力を行ってまいりました。

次の6ページをご覧ください。

令和2年3月31日現在の、3番に株主、4番、役員、5番に運営組織及び従業員の状況、また6番、安全衛生管理、7、救急救命・避難訓練の実施状況が記載されてございます。

次に、附属書類の説明をさせていただきます。

7ページには2期比較損益計算書、次の8ページには年度ごとの温泉の入館者数月次推移表及びグラフ、9ページには株式会社吉岡町振興公社の組織図が掲載されてございます。

続いて、10ページ、添付書類の決算報告書の説明をさせていただきます。

11ページ及び12ページの貸借対照表をご覧ください。

まず、資産の部ですが、流動資産の計が5,412万4,263円、少し下に下がっていただきまして、固定資産の計が904万5,715円、繰延資産の計が30万円となり、資産の部の計といたしまして6,346万9,978円となっております。

負債の部といたしましては、全て流動負債で1,993万7,076円、純資産の部は資本金の1,000万円と、一番下の利益剰余金3,353万2,902円を合わせて4,353万2,902円となり、負債及び純資産の部の計では6,346万9,978円となっております。

次に、13ページ及び14ページの損益計算書をご覧ください。

まず営業損益についてですが、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益が1億4,

503万7,076円となり、そこから販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益はマイナス212万8,267円となりました。

13ページ下段の営業外収益351万4,627円から、次の営業外費用81円を差し引いた額に営業利益を足した額である138万6,279円が14ページにありますとおり経常利益となりますが、そこから法人税・住民税・事業税の4万700円を引いた額134万5,579円が当期純利益として計上されております。

続いて、15ページは株主資本等変動計算書、16ページにつきましては個別の注記表になってございます。

最終の17ページには、監査役により監査報告があり、適正かつ正確であったことが認められております。

続きまして、もう一つのつづりです。令和2年度（第19期）事業計画書をご覧ください。

1枚めくっていただきまして、2ページから3ページが令和2年度（第19期）の事業計画となっております。

まず、1、令和2年度の吉岡町振興公社の方向と事業計画では、新型コロナウイルスによる影響は計り知れないものがございますが、昨年度に引き続き複合施設としての優位性を前面に打ち出した取組を進めるとともに、利用者の健康増進の場として利用促進の取組やマスコミ効果の活用などPR活動の充実により、より広域的な誘客活動に取り組むこととしております。

次に、2の部門別の事業計画ですが、（1）よしおか温泉リゾートピア吉岡では、①といたしまして緑地運動公園利用者の取り込み、②ファミリー層の誘客促進、③芝生広場の利用促進、④利用者満足度の向上の4点、そして（2）、3ページですね、吉岡町緑地運動公園といたしましては、①町民の健康増進を目的とした利用促進、②滞在型施設としてのPR活動、③魅力向上策の検討の3点が掲げられております。（3）の道の駅よしおか温泉といたしましては、①利用者満足度の向上、②おもてなしの拠点としての活用促進の2点がそれぞれ重要課題として取り上げられております。

4ページの収支予算書として、前期実績と当期予算の2期比較損益計算書が記載されております。

19期では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休館の影響によりほぼマイナス予算となっております。その中で、折り込みチラシを配布するための広告宣伝費の増を見込みました。これらに伴い、最終的な今期純利益といたしましては、前期実績比803万5,000円減のマイナス668万9,000円を見込んでおります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第4 報告第5号 令和元年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書

議 長（山畑祐男君） 日程第4、報告第5 令和元年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 報告第5号 令和元年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告を申し上げます。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを報告するという地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては企画財政課長に説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、2ページ、令和元年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

今回報告させていただく令和元年度の繰越明許は、全部で22事業でございます。

まず1段目、2款総務費1項総務管理費の例規内容精査業務費で440万円が全額翌年度繰越しとなり、財源内訳につきましては全額一般財源となります。株式会社ぎょうせいと契約を締結し、9月30日に事業完了予定となっております。

次に2段目でありますが、プレミアム商品券事業で320万円の全額が翌年度繰越しとなります。財源につきましては全額未収入特定財源で、国庫支出金となります。事業の進捗状況ですが、吉岡町商工会と契約を締結し、4月15日に事業が完了しています。

次に3段目、第6次吉岡町総合計画策定業務603万7,000円で、全額が翌年度繰越しとなります。財源につきましては、全て一般財源です。進捗状況ですが、現在委託業者と新型コロナウイルスの影響を考慮した形で今後の事業の進め方などを調整中です。

次に4段目、4款衛生費1項保健衛生費、新型コロナウイルス対策業務（予防対策）は、予算金額337万9,000円のうち、333万8,000円が翌年度繰越しで、財源につきましても、全額が一般財源です。繰越金額のうちマスクや消毒液など既に発注済みであり、一部が納入されている状況です。

次の6款農林水産業費1項農業費の農村地域防災減債事業1,300万円は全額翌年度繰越しとなり、財源につきましても未収入特定財源で国庫支出金が1,200万円、残額100万円が一般財源となります。こちらは、貯水池の耐震、豪雨調査を実施するものですが、藤和航測株式会社と契約を締結し、10月30日に業務が完了する予定となっております。

次の町道熊野・吉開戸線道路改良事業から3ページの下から2段目、橋梁維持補修工事につきましても、全て8款土木費2項道路橋梁費となっております。まず、町道熊野・吉開戸線道路改良事業540万円ですが、こちらは用地測量業務で全額翌年度繰越しとなり、財源につきましても未収入特定財源として161万1,000円が国庫支出金、330万円が地方債となり、残り48万9,000円が一般財源となります。株式会社測研と契約を締結し、10月30日に業務が完了する予定となっております。

次に町道大久保・南下線道路改良事業ですが、こちらは道路設計業務で718万円の全額が翌年度繰越しとなり、財源につきましても未収入特定財源として640万円が地方債、残りの78万円が一般財源となります。事業の進捗状況は、株式会社コイデと契約を締結しており、10月15日に事業完了予定となっております。

次に、3ページ上段の町道三宮・駒寄線道路改良事業ですが、こちらは用地買収など961万7,000円の全額が翌年度繰越しとなり、財源につきましても未収入特定財源として860万円が地方債、残り101万7,000円が一般財源となります。4月中に全ての地権者等と契約済みとなっております。

次の町道大藪12号線道路改良事業ですが、工事費2,000万円の全額が翌年度繰越しとなり、財源につきましても未収入特定財源として1,800万円が地方債、残りの200万円が一般財源となります。事業の進捗状況ですが、今後入札を実施し、年度内完了を予定しております。

次に、橋梁長寿命化計画更新業務364万1,000円ですが、全額翌年度繰越しとなります。財源につきましても未収入特定財源として142万2,000円が国庫支出金、160万円が地方債、残りの61万円9,000円が一般財源となります。事業の進捗状況ですが、群馬県建設技術センターと契約を締結しており、こちらは5月29日に事業は完了しております。

次に、橋梁維持補修工事の4,024万9,000円ですが、こちらも全額が翌年度繰

越しとなります。財源につきましては未収入特定財源として1,601万3,000円が国庫支出金、1,760万円が地方債、残りの663万6,000円が一般財源となります。事業の進捗状況ですが、株式会社飯塚組や藤和航測株式会社などと契約を締結しており、9月30日に事業が完了する予定です。

次に、最下段の4項都市計画費、都市計画図書作成業務350万円ですが、全額翌年度繰越しとなり、全て一般財源となります。事業の進捗状況ですが、大日本コンサルタント株式会社と契約を締結しており、10月30日に事業完了予定です。

4ページをご覧ください。

8款土木費4項都市計画費、駒寄スマートIC大型車対応化事業2億2,073万3,000円ですが、全額翌年度繰越しとなります。財源につきましては未収入特定財源として1億1,073万8,000円が国庫支出金、6,795万3,000円が諸収入で、こちらは前橋市からの負担金となります。また、3,340万円が地方債、残額の864万2,000円が一般財源となります。事業の進捗状況ですが、まず、繰越金額の大部分であるネクスコ東日本への業務委託につきましては、12月31日までに完了予定です。そのほか、電柱の移転補償費は7月中、また前橋市への負担金は繰越事業の金額確定後に完了する予定となっております。

次に、10款教育費1項教育総務費の新型コロナウイルス対策業務（事務局）30万円ですが、全額翌年度繰越しとなり、全て一般財源となります。マスクや消毒液、防護服など既に発注済みです。

その下、階段昇降車購入事業155万1,000円は全額翌年度繰越しとなります。財源につきましては、全て一般財源です。こちらは年内に購入する予定となっております。

次の2項小学校費、新型コロナウイルス対策業務（小学校）は、予算金額60万円のうち53万9,000円が翌年度繰越しとなり、全て一般財源となります。こちらは、消毒液や保健室用品などを既に発注済みであり、一部が納入されている状況です。

次の小学校ICT推進事業1,551万円は、国の令和元年度補正予算を活用して、学校のネットワーク整備を行うもので、全額翌年度繰越しとなります。財源につきましては、未収入特定財源として752万8,000円が国庫支出金、730万円が地方債、残りの68万2,000円が一般財源となります。事業の進捗状況ですが、今月6月に入札を実施し、10月事業完了予定となっております。

次に、5ページの10款教育費2項小学校費、駒小体育館改築事業は、予算金額4億6,682万8,000円のうち4億6,534万7,000円が翌年度繰越しとなり、財源につきましては、未収入特定財源として1億3,707万2,000円が国庫支出金、2億6,510万円が地方債、残りの6,317万5,000円が一般財源となります。事

業の進捗状況ですが、池下・飯塚JVと契約を締結しており、6月10日に事業完了予定となっております。

次の3項中学校費、新型コロナウイルス対策業務（中学校）30万円は、全額翌年度繰越しとなり、全て一般財源となっております。こちらも、マスクや消毒液など既に発注済みであり、一部が納入されている状況となっております。

次の中学校ICT推進事業1, 147万3, 000円は、先ほどご説明申し上げました小学校ICT推進事業と同様に学校のネットワーク整備を行うもので、全額翌年度繰越しとなります。財源につきましては未収入特定財源として556万9, 000円が国庫支出金、540万円が地方債、残りの50万4, 000円が一般財源となります。事業の進捗状況ですが、小学校と同様に今月6月に入札を実施し、10月に事業完了を予定しております。

次の吉中特別教室改修事業3, 751万円は、全額翌年度繰越しとなり、全て一般財源となります。事業の進捗状況ですが、森喜建設株式会社と契約を締結しており、10月30日に事業が完了する予定となっております。

最後、4項社会教育費、新型コロナウイルス対策業務（文化センター）78万3, 000円は、全額翌年度繰越しとなり、全て一般財源となります。マスクや消毒液などを既に発注済みとなっております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第5 報告第6号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

議 長（山畑祐男君） 日程第5、報告第6号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 報告第6号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

令和元年度吉岡町公共下水道事業に関わる繰越計算書を、地方自治法施行令第146条

第2項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、上下水道課長より説明をさせます。ご審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明を申し上げます。

それでは、2ページの繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

1款下水道費1項下水道費、事業名、公共下水道区域拡張工事（道城辺玉地区）、事業内容につきましては、大久保三津屋・道城辺玉地区での下水道幹線を整備するための管渠工事でございます。

金額は3,646万2,000円、全額翌年度繰越額で、財源内訳では未収入特定財源で、国庫支出金1,410万円及び地方債2,050万円と一般財源186万2,000円となります。

事業の進捗状況についてですが、請負契約を株式会社飯塚組と締結しており、令和2年6月30日に事業完了予定となります。

以上、補足説明とさせていただきます。

議 長（山畑祐男君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第6 承認第4号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議 長（山畑祐男君） 日程第6、承認第4号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 承認第4号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたため、吉岡町税条例の一部を速やかに改正する必要が生じました。特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないこと

から、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年5月12日をもって専決処分といたしました。このため、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

なお、詳細につきましては税務会計課長に説明させていただきますので、ご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、承認第4号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたため、吉岡町税条例の一部を速やかに改正する必要が生じたものでございます。

今回の改正の主なものは、固定資産税の新型コロナウイルス感染症等に係る課税標準の特例の新設に伴う改正、課税標準の特例について条例で割合を定めるもの及び徴収猶予の特例でございます。

それでは、具体的な改正点を新旧対照表で説明させていただきます。

A4、2ページまでである吉岡町税条例新旧対照表をご覧ください。

右側の旧が改正前、左側の新が改正後で、下線の部分が改正箇所でございます。

1ページをご覧ください。

附則第10条は、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産並びに先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例の新設に伴う改正でございます。

附則第10条の2は、固定資産税の課税標準の特例の改正で、地域決定型地方特例措置となる課税標準の特例について、条例で割合を定めるものでございます。

1ページの下段をご覧ください。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税の改正で、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6か月延長するものでございます。

2ページをご覧ください。

附則第24条は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の新設に伴うもので、準用する法の規定において、条例に委任している事項の細目を定めるものでございます。

以上で、吉岡町税条例新旧対照表の説明を終わります。

続いて、A 4 縦の議案書、3 ページ中段の附則をご覧ください。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、町長の補足説明といたします。どうぞよろしくお願いたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第4号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

承認第4号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分報告と承認を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、承認第4号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第57号 吉岡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第7、議案第57号 吉岡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第57号 吉岡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、新型コロナウイルス感染症に感染するおそれのある作業に従事した場合の特殊勤務手当を設けるため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、補足説明を申し上げます。

本条例は、渋川地区地域外来・検査（PCR）センターが令和2年6月1日に設置され、渋川、吉岡、榛東の3市町村から保健師を派遣することとなったため、当該業務について特殊勤務手当の支給が可能となるよう、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書をはぐっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。

第1条第2項の改正は、文言の修正でございます。

その下の第2条第1号及び第3条第1項の改正は、人事院規則に準拠するため、文言の整理を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表の2ページをご覧ください。

附則第2項の追加は、新型コロナウイルス感染症の感染のおそれの高い場所において、国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した場合の防疫等作業手当の特例を定めるものでございます。

当該規定は、武漢からの政府チャーター機、ダイヤモンド・プリンセス号の内部において、乗客・乗員に接して行う作業等に従事した場合を特殊勤務手当の特例の対象とする人事院規則の規定に準拠して新設するものであり、総務省の通達により、各地方公共団体においては、感染リスクに加え、厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で平常時には想定されない業務に当たることとなる病院や宿泊施設等の内部についても、要件に該当し得るものとされておるものでございます。

附則第3項の追加は、附則第2項に規定する作業に従事した日1日につき3,000円、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者の身体に接触して、またはこれらの者に長期間にわたり接して行う作業に従事した場合には1日につき4,000円を支給する規定を設けるものであります。渋川PCR検査センターへの派遣については、検体採取の補助を行うために4,000円の手当の対象となります。

それでは、議案書のほうに返っていただきまして、最下部の附則をご覧ください。

施行期日は公布日といたしまして、改正後の規定は渋川PCRセンター設置の日とされる令和2年6月1日に遡及して適用するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第57号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。
よって、委員会付託を省略することに決めます。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより起立によって採決を行います。

議案第57号 吉岡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。
よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第50号 吉岡町税条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第8、議案第50号 吉岡町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第50号 吉岡町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたため、吉岡町税条例の一部を速やかに改正する必要が生じました。

なお、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、議案第50号 吉岡町税条例の一部を改正する条例につい

て、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正の主なものは、次の2点でございます。

1点目は、全てのひとり親に対して公平な税制を実現する観点から、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しでございます。

2点目は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例及び住宅借入金等特別税額控除の特例の新設でございます。

それでは、具体的な改正点を新旧対照表で説明させていただきます。

A 4、9ページまである吉岡町税条例新旧対照表第1条による改正をご覧ください。

右側の旧が改正前、左側の新が改正後で、下線の部分が改正箇所でございます。

1ページをご覧ください。

第24条は、個人の町民税の非課税の範囲の改正で、非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加するものでございます。

第34条の2は、個人の町民税の所得控除の改正で、所得控除について、ひとり親控除を追加する等の所要の措置を講ずるものでございます。

1ページ下段から2ページをご覧ください。

第36条の2は、個人の町民税の所得控除の改正に伴う条文中の項ずれを反映する規定の整備でございます。

第24条、第34条の2及び第36条の2は、今回の主な改正点の1点目、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しでございます。

3ページをご覧ください。

第61条は、「及び」を「又は」に改める規定の整備でございます。

第94条第2項は、たばこ税の課税標準の改正で、ただし書の新設でございます。軽量な葉巻たばこを紙巻きたばこの本数への換算方法について見直すものでございます。

4ページをご覧ください。

第94条第4項は、製造たばこの重量または金額の本数への換算方法の改正でございます。

次に、附則でございます。

附則第3条の2第1項及び第2項は、延滞金及び還付加算金の割合等の特例の改正で、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備でございます。

5ページをご覧ください。

附則第4条は、納期限の延長に係る延滞金の特例の改正に伴う規定の整備でございます。

6ページ下段から7ページをご覧ください。

附則第10条及び第10条の2は、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の

家屋、構築物及び償却資産に対する課税標準の特例の改正に伴う条ずれを反映した規定の整備でございます。

附則第17条は、個人の町民税の長期譲渡所得に係る課税の特例の改正で、低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が新設されたものでございます。

8ページをご覧ください。

附則第17条の2は、個人の町民税の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の改正でございます。

附則第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る個人の町民税の寄附金税額控除の特例の新設で、イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応についてでございます。

9ページをご覧ください。

附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の特例の新設で、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人の町民税における対応でございます。

附則第25条及び第26条は、今回の主な改正点の2点目の新型コロナウイルス感染症に係る税額控除の特例の新設でございます。

続いて、16ページまである吉岡町税条例新旧対照表、第2条による改正をご覧ください。

第19条は、町民税に係る延滞金の改正及び法人町民税の申告納付の改正に伴う条文中の項ずれを反映する規定の整備でございます。

2ページをご覧ください。

第20条は、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の削除に伴うもので、「及び第4項」を削るものでございます。

第23条は、法人町民税の収益事業の範囲に規定する定義を追加し、申告納付の改正に伴う条文中の項ずれを反映する規定の整備でございます。

3ページをご覧ください。

第31条は、法人町民税の法人の均等割の税率の改正で、法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととする規定の整備でございます。

4ページから6ページをご覧ください。

第48条第1項から第4項は、法人町民税の申告納付の改正に伴う条文中の項ずれを反映する規定の整備でございます。

6ページから8ページをご覧ください。

第48条第5項から第7項は、法人町民税を納期限後に納付し、または納付する町民税

に係る延滞金の改正に伴う項ずれを反映する規定の整備でございます。

第48条第9項は、法人町民税の申告納付の改正で、通算法人について課税標準を法人税額とすることに伴う規定の削除でございます。

9ページから10ページをご覧ください。

第48条第10項から第15項は、法人町民税の申告納付の改正及び条文中の項ずれを反映する規定の整備でございます。

11ページをご覧ください。

第48条第16項は、法人町民税の申告納付の改正で、法人税において通算法人ごとに申告等を行うことに伴う規定の整備でございます。

11ページから13ページをご覧ください。

第50条は、法人町民税の不足税額及びその延滞金の徴収の改正及び条文中の項ずれを反映する規定の整備でございます。

13ページから15ページをご覧ください。

第52条は、第4項から第6項までを削るものでございます。法人町民税に係る納期限延長の場合の延滞金の改正で、法人税において通算法人ごとに申告等を行うことに伴う規定の削除でございます。

15ページをご覧ください。

第94条は、たばこ税の課税標準の改正で、軽量の葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、令和2年10月1日から二段階で見直すものでございます。

次に、附則でございます。

附則第3条の2は、吉岡町税条例、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の削除に伴う削除で、「及び第4項」を削るものでございます。

以上で、吉岡町税条例新旧対照表、第2条による改正の説明を終わります。

続いて、A4縦の議案書、3ページの下段の附則をご覧ください。

第1条、この条例は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める日から施行するものでございます。

第2条は、延滞金に関する経過措置でございます。

第3条及び4条は、町民税に関する経過措置でございます。

第5条及び6条は、町たばこ税に関する経過措置でございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第50号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第50号 吉岡町税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩を取りたいと思います。再開を10時40分といたします。

午前10時22分休憩

午前10時40分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

日程第9 議案第51号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第9、議案第51号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第51号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと及び新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の実施に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては住民課長をして説明させますので、ご審議の上、可決くださ

いますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） それでは、補足説明をさせていただきます。

改正の内容につきましては、低未利用土地を譲渡した場合の特別控除の規定が施行されたことに伴う該当条項の追加と、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免規定の整備を行うものです。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

右側の列が旧で改正前、左側の列が新で改正後となりますので、よろしくお願ひいたします。

旧の附則第4項中、下線部分、第35条の2第1項の次に第35条の3第1項を追加するものです。

2ページ、旧の第5項中、下線部分、第35条の2第1項の次に第35条の3第1項を追加するものです。

それでは、議案書の1ページに戻っていただけますでしょうか。

7行目になりますけれども、附則の次に2項を追加する改正になります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免の規定になります。

第16項は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている国民健康保険税の減免についての要件になります。

第1号は、新型コロナウイルス感染症により、世帯の生計を主として維持する者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合、第2号は、新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の生計を主として維持する者の事業収入等の減少が見込まれ、事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上で、前年の合計所得金額が1,000万円以下であり、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることが要件になります。

第17項は、条例第25条第2項に規定する申請期限を、町長がより難しい事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができるとするものです。

附則として、1、この条例は公布の日から施行する。ただし、吉岡町国民健康保険税条例附則第4項及び第5項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

2、この条例による改正後の吉岡町国民健康保険税条例附則第16項及び第17項の規定は、令和2年2月1日から適用する、です。

補足説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第51号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第51号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第52号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第10、議案第52号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第52号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

内容につきましては、放課後児童支援員の資格取得のための研修の受講機会の拡大を図るため所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては健康子育て課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 今回の改正内容につきましては、本条例は学童保育事業を運営するに当たり必要となる基準を定めている条例ですが、従前は放課後児童支援員の資格取得の研修については、都道府県及び指定都市の長が行う研修となっていました。本改正により中核市の長も実施できることとなる改正となります。

それでは、吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをご覧ください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案、下線部が変更内容となります。

第10条第3項中、「指定都市」の次に、「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える改正です。

議案書の1ページをご覧ください。

附則とし、この条例は、公布の日から施行する、であります。

以上、よろしくお祈いします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第52号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第52号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 5 3 号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第 1 1、議案第 5 3 号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第 5 3 号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

内容につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い改めるものであります。

なお、詳細につきましては介護福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

介護福祉課長（寺島悦子君） 今回の改正内容につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の改正を行うものであります。

本条例は、昨年 10 月以降の消費税率引上げによる増収分を財源として、所得の少ない第 1 号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が強化されることに伴う所要の改正が主なものです。

それでは、吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の 1 ページをご覧ください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案ということでお願いするものでございます。

令和 2 年度における保険料率の算定に関する基準の変更に伴う保険料の減額幅を引き上げる所要の改正となります。

1 ページ、第 2 条第 2 項中、第 1 号被保険者の所得段階のうち、第 1 段階の保険料を「2 万 7, 0 0 0 円」から「2 万 1, 6 0 0 円」に改め、同条第 3 項では、第 2 段階の保険料を「4 万 5, 0 0 0 円」から「3 万 6, 0 0 0 円」に改め、同条第 4 項では、第 3 段階の保険料を「5 万 2, 2 0 0 円」から「5 万 4 0 0 円」に改めるものでございます。

議案書の 1 ページをご覧ください。

附則とし、1、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の吉岡町介護保険条例第 2 条及び次項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

2、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による、であります。
以上、よろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第53号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第53号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第54号 町道路線の認定・廃止について

議長（山畑祐男君） 日程第12、議案第54号 町道路線の認定・廃止についてを議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第54号 町道路線の認定・廃止について提案理由の説明を申し上げます。

道路法に基づき、町道の認定・廃止により道路網の整備をするためのものがございます。

詳細につきましては建設課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） それでは、補足説明をさせていただきます。

新たに認定する路線の内訳でございますが、株式会社カインズの公共物用途廃止申請書の提出に伴う道路台帳の見直しによる新規認定が3路線と、平成5年に寄附が行われた町道の認定漏れによる新規認定が1路線でございます。

町道路線認定調書の1ページをご覧ください。

見方としまして、左より整理番号、路線番号、路線名とあります。整理番号は位置を示しております。

新たに認定する寄附道路の認定漏れに伴う新規認定路線は、1ページの整理番号1番、大林14号線の1路線でございます。3ページの位置図では1番となります。

次に、新たに認定する株式会社カインズの公共物用途廃止申請に伴う道路台帳の見直しによる新規認定路線は、2ページの整理番号2から4番、善徳5号線、前原5号線、前原・見柳東線の3路線でございます。3ページの位置図では、2番、3番、4番となります。

続きまして、町道の廃止の内訳でございますが、町道路線廃止調書をご覧ください。

認定路線と同様、整理番号は位置を示しております。

廃止する路線は2路線でございます。

1ページの整理番号1と2、大畑・見柳東線、前原1号線の廃止の理由としましては、株式会社カインズから公共物用途廃止申請書の提出があったことにより廃止を行うものがございます。2ページの位置図では、1番と2番となります。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第54号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第54号 町道路線の認定・廃止についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第55号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）

議長（山畑祐男君） 日程第13、議案第55号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第55号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億473万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億7,317万2,000円とするものであります。

今回の補正の主な内容は、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス対策関連の事業を予算計上させていただきました。そのほか、明治学童クラブ新設に向けた用地取得のための不動産鑑定評価業務、また8月に予定されている巡回ラジオ体操会に係る予算などを計上させていただいております。

なお、詳細につきましては企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、議案第55号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）の1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額でございますが、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

第2項でございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び

に補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの「第1表・歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次の第2条の債務負担行為の補正につきましては、「第2表・債務負担行為補正」によるということで、こちらは7ページをご覧ください。

左から、事項は、吉岡町・大樹町子ども交流事業、期間は令和3年度、限度額は315万円となります。来年度の事業に要するチケット等を確保するため、今回債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

ここから補正の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

初めに歳入でございますが、まずは15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金4節老人福祉費国庫負担金、低所得者介護保険料軽減負担金（現年度分）で285万円の増額でございます。昨年10月に実施された消費税増税に伴い、低所得者の介護保険料の軽減措置拡充に対する国庫負担分で、負担率は2分の1となっております。

その下、2項1目1節総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,386万1,000円の増額でございます。これは、町が実施する新型コロナウイルス対策のための事業に対するもので、国から示された交付上限額となります。

12ページ上段をご覧ください。

16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金6節老人福祉費県負担金、低所得者介護保険料軽減負担金（現年度分）で142万5,000円の増額でございます。先ほど説明いたしました低所得者に対する介護保険料の軽減措置拡充に対する県負担分で、負担率は4分の1となっております。

次に、19款繰入金2項基金繰入金1目1節の財政調整基金繰入金は、1,514万6,000円の増額となります。これにより、補正後における財政調整基金からの繰入れは7億490万4,000円となります。

次に、歳出でございますが、13ページ中段をご覧ください。

3款民生費1項社会福祉費4目老人福祉費12節委託料で老人保護施設入所委託料483万8,000円の増額は、施設入所者2人増によるものです。

その下、27節繰出金、介護保険事業特別会計繰出金は570万円の増です。こちらは、一般会計の歳入で受け入れた介護保険料の軽減措置拡充に対する国及び県からの負担金に町の負担分を加えた金額を介護保険事業特別会計へ繰り出すものとなります。

最下段の2項児童福祉費2目児童手当費19節扶助費の子育て支援給付金3,347万円の増です。国が1万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金に町独自の支援策として1万円を上乗せして支給する事業となります。

14 ページ中段をご覧ください。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費 1 8 節負担金、補助及び交付金の発熱スクリーニング外来設置負担金 1 3 9 万 3, 0 0 0 円の増です。こちらは、吉岡、渋川、榛東の 3 市町村で渋川市国保あかぎ診療所に発熱外来を設置、運営するための負担金となります。

15 ページ上段をご覧ください。

7 款 1 項商工費 1 目商工総務費 1 8 節負担金、補助及び交付金で緊急対策経営持続化助成金 3, 0 0 0 万円の増です。新型コロナウイルスの影響を受け売上高が減少し、国の持続化給付金の給付を受けた町内の中小事業者や個人事業主に対し、10 万円の助成金を交付するものです。

次に、9 款 1 項消防費 4 目災害対策費 1 7 節備品購入費ですが、新型コロナウイルスに対応した避難所整備事業として、間仕切りユニット、段ボールベッド、簡易トイレ及びテントなど、総額 8 0 6 万 5, 0 0 0 円を計上しています。

16 ページをご覧ください。

10 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費で総額 1, 4 3 7 万円の増額ですが、別紙添付させていただいている説明資料でご説明いたします。恐れ入りますが、こちらの説明資料の 13 ページをご覧ください。

まず、オンライン家庭学習支援事業ですが、事業内容欄に記載のとおり、就学援助を必要とする家庭へモバイルルーターを貸し出すとともに、通信環境が整備されていない家庭に対し環境整備に対する補助を行うものです。その下、G I G A スクール構想環境整備事業では、国の G I G A スクール構想に基づき、町内小中学校の全児童生徒分の情報端末の整備等を行い、I C T を活用した学習活動の充実を図るものです。

それでは、また議案書にお戻りいただきたいと思います。16 ページの下段をご覧ください。

2 項小学校費 1 目学校管理費と 17 ページ、3 項中学校費 1 目学校管理費の電算機器リース料の減額につきましては、1 項 2 目の事務局費に振り替えたものでございます。

その下、2 目教育振興費 1 3 節使用料及び賃借料で、個別学習支援ソフト利用料 3 8 5 万 9, 0 0 0 円の増は、中学生が家庭学習用の I C T 教材を利用できるようにするものです。

次に、4 項社会教育費 3 目図書館費の 1 7 節備品購入費で、図書消毒機 8 5 万 3, 0 0 0 円の増は、図書館に消毒機を設置し図書類を消毒することで、新型コロナウイルス感染症に対し利用者の安心安全を図ります。

4 目文化センター費の 1 4 節工事請負費で W i - F i 整備設置工事の 1 0 0 万 6, 0 0

0円の増は、児童生徒が情報端末を利用した学習に対応できるよう、文化センター2階の研修室など施設整備を行うものでございます。

18ページをご覧ください。

5項1目保健体育総務費では、8月に実施予定の巡回ラジオ体操会に要する経費で、総額59万2,000円を計上しております。

次に、6項1目給食センター費21節補償、補填及び賠償金の学校給食関連事業者等補償350万円の増は、コロナウイルス感染拡大による学校給食休止に伴う食材等納入業者に対し支援を行うものでございます。

ここまでが、歳入歳出補正予算の主な内容となります。

次に、19ページをご覧ください。

債務負担行為で令和3年度以降にわたるものについての令和元年度末までの支出額及び令和2年度以降の支出予定額等に関する調書では、一番下の行、吉岡町・大樹町子ども交流事業が追加となります。

以上、議案書の説明となります。

また、参考資料といたしまして、本補正予算の説明資料を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第55号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第55号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第56号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（山畑祐男君） 日程第14、議案第56号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第56号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、昨年10月以降の消費税率引上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が強化されることに伴う歳入予算の組替えを行うものであります。

なお、詳細につきましては介護福祉課長をして説明させますので、審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

介護福祉課長（寺島悦子君） それでは、補正予算の主な説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明いたします。

7ページをご覧ください。

第1款保険料につきましては、国及び県並びに町の負担額が増えることから減額し、同額を第6款繰入金に計上します。

8ページをご覧ください。

歳出につきましては、財源変更に伴う補正となります。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第56号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第56号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第15 同意第3号 吉岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（山畑祐男君） 日程第15、同意第3号 吉岡町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 同意第3号 吉岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、3名の現委員が本年7月31日をもって任期満了となりますので、議案書に記載の3名の委員を新たに選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置された中立的な第三者機関であります。委員の資格は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者となっております。

なお、任期は、令和2年8月1日から令和5年7月31日までの3年間であります。

同意を求めたい1人目の候補者は、今井正美氏でございます。

生年月日及び住所は、議案書に記載のとおりであります。

同氏は、地元小中学校を卒業後、勢多農林高等学校に進学し、卒業された後は長年農業に従事しておりましたが、40歳のときに民間企業に勤務されました。定年退職後は再び

農業に従事され、現在に至っています。

また、地元においては、過去に消防団長や農業委員を務められた経験があり、町や地域の状況に精通し、地域からの信頼も厚い方でございます。

2人目の候補者は、柴田恒志氏でございます。

同氏は、前橋市の小中学校を卒業後、前橋工業高等学校に進学し、卒業された後は金融機関で勤務され、定年退職後は吉岡町振興公社で支配人を務められました。

また、地元においては、社会福祉法人吉岡会の監事や健康づくり代表推進員などを務められ、地域の実情をよく熟知されている方であります。

3人目の候補者は、富岡 淳氏でございます。

同氏は、地元小中学校を卒業後、高崎高等学校、北海道大学薬学部に進学し、卒業後は群馬県庁に入庁され、衛生環境研究所や薬務課などに配属された後、食品安全検査センターの所長を務められました。定年退職後は、公益財団法人群馬県健康づくり財団に入職し現在に至っているところであります。

また、地元においては、現在、地域交通安全活動推進委員やスポーツ少年団の空手道の団長を務めており、誠実な人柄で地域活動にも真摯にご尽力されている方であります。

いずれの方々も、地域住民からの人望が厚く、人格・識見とも優れ、公正の確保が求められる固定資産評価審査委員に適任者であると考えます。

以上、よろしくご審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題になっております同意第3号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決めます。

この同意議案は、3人の同意議案として上程されておりますので、それぞれを分離して審議いたします。

議案書に記載されている表の上から順に審議します。

表中1番目、今井正美氏について討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決を行います。
お諮りします。今井正美氏を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。
よって、原案のとおり同意されました。
表中2番目、柴田恒志氏について討論ありますか。
〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決を行います。
お諮りします。柴田恒志氏を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。
よって、原案のとおり同意されました。
表中3番目、富岡 淳氏についてでございます。討論ありますか。
〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決を行います。
お諮りします。富岡 淳氏を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。
よって、原案のとおり同意されました。

散 会

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。
これにて散会といたします。
お疲れさまでした。

午前11時18分散会

令和2年第2回吉岡町議会定例会会議録第2号

令和2年6月2日（火曜日）

議事日程 第2号

令和2年6月2日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.1～No.3）
 - 日程第 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
 - 日程第 3 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
 - 日程第 4 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
 - 日程第 5 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
 - 日程第 6 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について
 - 日程第 7 地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について
 - 日程第 8 人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	寺島 悦 子 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹 沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 田 中 美 帆

開 議

午前9時30分開議

議 長（山畑祐男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

これより、お手元に配付してあります議事日程第2号により会議を進めます。

通告のあった3人の一般質問を行います。

その前に説明をしておきますが、質問と答弁を含めて、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。

なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。

日程第1 一般質問

議 長（山畑祐男君） 日程第1、一般質問を行います。

4番廣嶋 隆議員を指名します。廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君登壇〕

4 番（廣嶋 隆君） 議長への通告に基づき、一般質問をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大で、5月29日時点で県内29市町村が経済支援として独自に現金などを給付する動きが広まってきております。

吉岡町の新型コロナウイルス感染症対策本部の会議が、2月28日に第1回が開かれ、4月28日まで13回開催されました。町民への支援に関する議題が出たのは4月20日の第11回会議で、商工会との協議でテークアウト用のお弁当のチラシを配布し宣伝することや、休校中の子供の食事代の補助について検討してまいりました。翌21日、第12回会議で、児童生徒対象の支援、学童保育自粛者への支援、飲食店への支援、独居老人に対する支援の3項目が検討されました。

それでは、初めに質問いたします。

1、町民への独自経済支援について町長の見解をお聞かせください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） おはようございます。本日はお三方の方々より質問をいただいております。精いっぱいお答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、廣嶋議員より、新型コロナウイルス感染症対策としての町民への独自経済支援についての見解をとということでご質問をいただきました。ありがとうございます。

先週、5月25日、全ての都道府県において緊急事態宣言が解除され、今後は新しい生活様式の実践や社会経済活動の段階的な引上げに向け、社会全体が動き始めました。とは申しましても、新型コロナウイルスは町民の生活や町内の経済活動に大きな影響を及ぼしております。

このような状況の中、町といたしましても限りある財源を最大限有効活用し、町民の皆様へきめ細やかな支援を実施するため、子育て世帯や独り暮らし高齢者への支援、また売上げが減少した町内の飲食店や中小企業者及び個人事業主の方々に対しての助成など、真にお困りの方への支援に重点を置き、5月8日の臨時会及び今回の6月議会に予算を計上させていただきました。

今後につきましては、5月27日に閣議決定された国の第2次補正予算に合わせ、感染拡大の防止と経済活動を両立させていくという新しい生活様式に対応した国の施策を補完し、町といたしましても町民や町内事業者の生活を守っていくための新たな支援事業を早急に展開していければと、るる検討しているところでございます。

また、これまで町の様々な施策の情報発信につきましては、町民の代表である議会の同意を得た上で実施してまいりました。今回につきましても、昨日の本会議において補正予算の可決をいただいておりますので、議員各位の配慮を生かし、今後速やかに広報紙、ホームページなどを通じて町民の皆様へお知らせしたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 職員の皆さんはこういう状況で大変な中ではありますが、迅速な対応をお願いしたいと思います。

次に、吉岡町では、町内の飲食店に対して支援助成金がありますが、個人事業主や事業主向け支援について、融資、貸付け、助成等はどのようにお考えですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業観光課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、お答えさせていただきます。

町内の中小企業や個人事業主の方々におかれましても、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等により売上げが減少し、資金繰りに影響を及ぼしている状況であると認識しております。そのような中小企業や個人事業主の方々に対する支援策といたしまして、昨日の本会議においてご可決いただきました緊急対策経営持続化助成金助成事業を本日より

実施いたしまして、受付を開始させていただいております。給付につきましても、速やかに実施していきたいと思っております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ただいまのお話ですと、国が援助した企業に対して、プラス、町が10万円補助するという形だと思います。独自に個人事業主や事業主に対する支援等はあるのでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 国が支援支給した事業に、町がそれに上乗せをするということで、町の独自施策として対応させていただいております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 例えば事業主への助成としては、運転資金借入金の利息を支援するとか、町内の店舗、事業所等の賃料について一部を補助、雇用助成金の申請に要する社会保険労務士等への事務手数料の補助などが挙げられますが、この辺はいかがですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 融資関係につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 議員からのご質問にあります融資等貸付に関する利子補給等につきましては、当初は町でも検討させていただいたという事実はございますけれども、制度の中である程度国あるいは県等でその助成を実施しているということで、町の事業からは今回は外させていただいたということでございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 次に、特別定額給付金のオンライン申請は、全国で手続に混乱が起きて時間がかかっております。町の現状をお聞かせください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、企画財政課長より説明申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 特別定額給付金のオンライン申請につきましては、町では5月4日から受付を開始しております。オンライン申請されたデータは、ツールを用いて申請書様式に変換し、印刷して審査をしております。その後、申請書と口座情報等添付書類の確認を行い、また4月27日時点の給付対象者リストと1件ずつ目視により突合作業を行っているところでございます。目視によるチェックにつきましては、何重にも確認をさせていただいた上で、支給事務を行っています。

添付書類の不備等、どうしても必要があれば、来庁いただく、または再度申請をしていただくなどの対応を行う場合もありますが、一日でも早く給付させていただけるよう取り組んでいるところでございます。

このオンライン申請の受付につきましては、一部の自治体で受付を終了するなどの報道もあることは承知しておりますが、国が示す大原則としての受付手段であり、また国によるシステム改修も適宜実施されているところでございますので、その上で利便性も向上しています。その上で、町全体としても受付終了日である8月31日までは郵送申請と並行して受付を実施したいと考えております。

いずれにいたしましても、申請内容のチェック体制の徹底を図り、その上で一日でも早く給付させていただけるよう、全庁挙げて対応していく所存でございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 当初、オンライン申請では同じ人が何度も申請できるような仕様になっていたかと思うのですが、この辺は改善されているのでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても企画財政課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） この辺につきましては、まだ国としても完全に対応はされていません。ただ、町の申請状況を見ますと、不備、何度も申請を繰り返し行ってしまうというのは本当に少ない状況になっております。やっぱり添付書類というか、オンライン上の添付書類の中で不備があったりというところが一番多いという状況でございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 全国の市町村では、給付金の二重払いが結構発生しております。吉岡町に

ついてはこの辺はいかがなものでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件につきましても、企画財政課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 二重払いなどにつきましては、絶対に起こしてはならないと考えておりますので、今現在郵送を始めて、土曜日と昨日で2,000通以上の郵送申請が届いております。ただ、今全庁挙げて取り組んでおり、まず二重チェック、その上でリストを出して最終チェックを行った上で給付させていただくという体制を取っておりますので、そのような間違いがないように気をつけていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） ただいまのお話ですと、郵送が約現在2,000通、オンライン申請ほどのぐらいあるのでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件につきましても、企画財政課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 6月4日に給付見込みの段階では、その部分までで211件のオンライン申請があります。それに対して給付作業を今進めているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 次に、林道栗籠・井堤線についてですが、ことし3月議会で滝の沢川洗い越しが不許可になった件ですが、その後渋川土木事務所との話し合いはなされたのでしょうか。お伺いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 渋川土木事務所との話し合いの関係につきましては、4月中旬に渋川土木事務所の所長と次長が当町に来庁され、現在の県の事業の進捗状況と今後の県事業について意見交換を行いました。

また、林道栗籠・井堤線から一級河川滝の沢川を渡河する構造について、私も直接意見

交換をさせていただきました。そんな中、林道栗籠・井堤線の詳細につきましては、産業観光課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 林道栗籠・井堤線の整備に伴います関係につきましては、洗い越しについて4月中旬に渋川土木事務所に出向きまして、改めて協議、相談をさせていただきました。現在の道路の基準において、安全に通行することができるの見込みが担保されなければならないため、新設の道路を整備する状況での洗い越し工法については、クリアしなければならない条件が厳しく、かなりハードルが高いと言わざるを得ないと回答いただいております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 所長、次長等が来庁して、町長含めて話合いがされた。土木事務所が言う、安全が担保されなければ認められない。この辺を今後どのように町として考えていくか重要だと思います。

4月中旬以降、渋川土木事務所との話合いをする予定はありますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 当然これからも渋川土木事務所と、ほかの道路整備事業に関するということについても様々な相談や協議をさせていただいております。引き続き他の事案などの情報提供をいただきながら、また助言やご指導をいただきながら、この事業の方向性について模索していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 次に、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されていますが、令和2年度工事区間の進捗状況についてお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業観光課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 現在の進捗状況でございますが、今年度の工事を行う区間につきまして、業務委託により設計積算を現在行っている状況でございます。なお、工事の発注につ

きましては、来月7月中にということで予定しております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 工事が7月からのスタート予定と。令和2年度の工事区間220メートルは、予定どおり年度内に完成するのでしょうか。お伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業観光課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 今年度の工事につきましては、主に林道の開設工事及び舗装工事ということになります。工事の完成見通しについてですが、来年2月の末日を予定しております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ただいま答弁の中で舗装工事という言葉がありましたが、令和元年度までに完成した区間の舗装工事を行うのでしょうか。その辺いかがですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 産業観光課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 昨年度までに実施いたしました工事区間の舗装工事につきましては、今年度の舗装工事を予定しております。昨年度までに実施した工事の未舗装分が約330メートル、今年度新たに開設する林道部分が約220メートル、合計で約550メートル、全てにつきまして舗装を今年度行うという計画でございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今のお話ですと、今年度中には滝の沢川まで舗装も完了するという予定でよろしいわけですね。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） はい、そのとおりでございます。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） それでは、次に町単独事業の滝の沢川洗い越し区間から県道前橋伊香保線までの手法については、前回の議会で4案が示されたわけですが、町長は今後地元の皆さんとの協議から始めるしかないとおっしゃっていました。地元との今後のスケジュールについてお答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても、産業観光課長に答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） この件に関しましては、地元の皆さんにもこれまでの経過につきましてご説明をさせていただき、またご意見やご要望をお伺いする機会を設けたいと考えておりますが、新型コロナウイルスの収束等の状況を見ながら、日程の調整などさせていただければと思っております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） この件に関しては、地元の皆さんの要望が強いものですから、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、3番、指定避難所について問います。

新型コロナウイルス感染症により、密閉、密集、密接、いわゆる3密を避ける必要が発生いたしました。補正予算で緊急避難所用間仕切りユニットの購入が予定され、プライバシー確保にもなります。

そこで、災害時の指定避難所の収容人数についてですが、以前町が発表した人数については、駒寄小1, 200人、明治小1, 500人、吉岡中3, 000人とありますが、3密を避けるために見直しが必要と思ひますが、見解をお聞ひいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 指定避難所収容の人数ということで質問いただひております。新型コロナウイルス感染症対策への取組の一環として、政府から随時示される参考情報等の中に、避難所における対策等についても示されているところがございます。やはり日常生活と同様に、避難所においても3密を避ける対策が大変重要と考えております。それらの情報等も踏まえて、指定避難所の収容人数については、今年度予定してあります吉岡町地域

防災計画の見直しにおいて、新たな基準の下で算出することを検討しております。

具体的には、1997年に国際赤十字などにより策定された人道憲章による人道対応に関する最低基準であるスフィア基準を参考にしたいと考えております。この基準は、2016年に内閣府より発行された避難所運営ガイドラインにも、避難所の運営の際に参照すべき国際基準とされております。この基準の居住に関する基準として、1人当たりの最低の占有面積として3.5平方メートルと定められております。

ソーシャルディスタンスの確保も兼ねて、この基準を参考に見直しを進めるとともに、間仕切りや段ボールベッド等を活用しながら、感染防止対策を行ってまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ただいまのお話ですと、1人当たりの必要面積が3.5平方メートルと。そうしますと、先ほど私が話をした駒寄小、明治小、吉岡中の収容人数はかなり減ると思います。収容人数が少なくなれば、避難所の数を増やさなければなりません。運営に当たる職員も増やす必要があります。職員だけでは対応できない懸念があり、自治会などへの協力要請を視野に入れておく必要があると考えます。この辺はどのように考えておりますか。お答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、総務課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田栄二総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） この基準に基づきますと、畳1畳分が算出根拠になっておりますので、実際には半分近くに減ってしまうと想定されるということが指摘されるとともに、やはり今までも自主防災組織の運営マニュアル等を使った訓練等が実施されてきたところであると思うのですが、そちらも継続して、今年防災指導員の、防災専門員の方を導入している経過もありますので、地域防災計画の策定と併せて、そういったところを地元に出かけていきながら強化していくことを考えることが1点と、最近も政府から示されているところがございますが、災害時には危険な場所にいる人は避難することが原則ですということで、知っておくべき5つのポイントということで総務省からご案内がありました。「避難とは難を避けること。安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません」「避難先は小中学校、公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう」というようなことと、また「マスク・消毒液を自ら携行してください」「市

町村が指定する避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があります」ということや、「屋外の移動は車も含め危険です」というようなことが、パンフレット等で示されており、この辺、もう政府から出ているというところで終わりにするのではなく、どんな形で皆さんにお伝えできるかということもきめ細かく考えていく必要があると認識しております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 災害対策費の備品購入として、間仕切りユニットが予算202万4,000円、段ボールのベッドが253万円、電動簡易トイレが298万3,000円、スペース用テントが52万8,000円、予算計上され可決いたしました。この4つの備品購入について、おのおの何ユニット購入しているのかお答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 数につきましては、総務課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田栄二総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） こちら、予算上の間仕切りユニットについては16セットということで、6畳の間隔を仕切るものを16セット予定しているところでございます。

また、段ボールベッドにつきましては、250セットを積算根拠とさせていただいているところでございます。

また、仮設トイレについては、10台です。トイレだけではなくて、アシストフレームという手を置くフレームですね。それも一緒になって10台を予定しているというところなのですが、今国からも避難所における新型コロナウイルス感染症へ対応する経費についてということで、こちらの基準が災害基準法が適用されない場合についても助成の対象となるか、いろんなことが出ている都合上、需給が逼迫しているということもあります。また、予算査定時には当初、簡易の間仕切りも6畳の間仕切りでいいのかなと思ったのですが、より密を防ぐ意味では、先ほどのスフィア基準の3.5の間仕切りを導入したほうが汎用性が高いとか、あるいはその辺はまだ検討する余地はあるかと思えます。何分急なものだったものですから、基準に基づいて積算はしたわけですが、需給動向、その他新しい情報等を踏まえながら柔軟に対応してまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 隔離スペース用テントについてはお答えいただいているのですが、何セ

ットでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、総務課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田栄二総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 申し訳ございません。20張りを予定しております。基本的には指定避難所10か所の中に2張りずつというぐらいのペースでの当初の導入を考えているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 急ないろいろな環境で購入せざるを得なくなったとは思いますが、間仕切りユニットについては、いろんなスタイルのものが発売されているわけで、これを現在は6畳16セットということで、今後はぜひ増やしていただいて、3密にならないように、コロナウイルスだけではなくて、いろんな災害のときにも使えるわけですから。

次に、災害時に体育館で大人数が避難すれば、冷暖房の配備や断水時に使う仮設トイレの配備が必要になります。避難所に必要な備品の配備について、どのようにお考えか見解をお聞きいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議員ご指摘のとおり、避難所における仮設トイレや冷暖房備品配備については、大人数かつ長期にわたり避難所生活を送る場合に当たっては必要不可欠なものであると考えております。そして、通常時から配備すべき数量や調達先など検討しておく必要があります。冒頭申し上げました地域防災計画の変更に合わせて、実際の連携行動をどのようにしていくかについて、検討作業を始めたところでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田栄二総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） まず、仮設トイレについては先ほど件数等申し上げさせていただきましたが、電動簡易トイレということで10台整備させていただく予定になっております。この電動の簡易トイレは、災害発生時の感染予防として貴重な水の節約を念頭に、水が不要で排泄物も電動で密閉できるものを検討しているところでございます。

冷暖房機器に関しましては、今回の補正予算案には計上してございませんが、整備を進

めてまいりたいと考えております。基本的には、風を循環させるというところが重要なかなど。それならば、大規模な費用がかからなくても対応可能なのではということを経営的には検討しているところでございます。

その他の備品につきましては、先ほどご質問いただきました間仕切りの段ボールユニット、隔離スペース用テント等も計上させていただいているところでございます。

また、今後も町民の皆さんのご意見をいただくとともに、情報収集等に努めながら、また必要な備品の整備を進めてまいりたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 先ほどのいろいろなユニット等がありますが、この収納場所というのはどこをお考えなのでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しまして、総務課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田栄二総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 収納場所等については、カタログ等には段ボールベッドや間仕切り等については、広げない場合の寸法が書いてございます。その広げない場合の寸法を考慮しながら、今町の倉庫は雑然としておりますので、そういうところを片づけながら、また使用頻度等を踏まえた中で配置等を検討する必要があると認識しているところでございます。

基本的には、役場その他避難所近辺に収納できるのが一番望ましいわけなのですけれども、その辺は導入等を含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 一たび災害が起きると、避難所は住まいを失い、地域での生活を失った被災者のよりどころとなります。また、在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点ともなります。災害発生時に必要となる基本的な対応を事前に確認し、対応業務をまとめておく必要があると思います。発生前の平時から、自治会などとの取組も欠かせません。そこで、質問いたします。吉岡町には避難所の運営マニュアルがあるのかお聞きいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、総務課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田栄二総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 前回もご指摘いただきました避難所運営マニュアルについては、作成の途上でございます。議員ご指摘のとおり、平素からの備えが重要であることを、昨年来、度重なる非常事態を踏まえ、この4月より具体的な検討作業を開始いたしました。現在、防災専門員が豊富な経験を基に検討を重ね、現時点では原案が完成しているところでございます。

今後はさらに内容の精査を進めまして、避難所運営に係る関係者である自治会や自主防災組織、学校等施設管理者、役場関係課、その他関係各位のご意見を聞きながら、町議会議員の皆様へもご案内をしたいと考えております。

また、完成したら、自主防災組織の防災訓練マニュアルと併せ、より具体的に活用できるよう防災専門員とともに、町民の皆さんにご案内をしていく予定となっておりますのでございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 避難所運営マニュアルは、災害発生時における住民の安全と良好な生活環境の確保を図るために必要なものです。避難所運営について、平時の備え、特に役場外の部局を加えた連携体制ができていないと円滑な支援はできないと思います。また、学校など施設の管理者、自治会、自主防災組織等との間で、日頃からの協力関係を構築しておくことが望ましいことだと思います。

次に、4番、災害廃棄物処理計画の策定についてですが、平成7年に発生した阪神・淡路大震災や平成23年に発生した東日本大震災、今年の台風15号や19号による水害等の災害時には、ライフラインや交通の断絶等に伴い、廃棄物も大量に発生いたしました。災害により発生した大量の廃棄物、災害廃棄物の処理は重大な問題です。大規模な災害では、建物などの瓦礫類や避難所のごみなど、廃棄物処理施設の能力を大幅に超える廃棄物が一度に発生しております。平常時と同じ収集、運搬、処理、処分では対応が困難であることから、事前に十分な対策を講じておく必要があります。

吉岡町では焼却施設を有しておらず、渋川地区広域圏で処理していることを考慮すると、事前に災害廃棄物の処理、処分に関わる計画を策定することは重要であると思います。

環境省の調べによりますと、令和2年3月末時点で策定済みの県内市町村は、35市町村のうち11市町村、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、藤岡市、富岡市、安中市、草津町、高山村、みなかみ町で県内の策定率は31%、全国平均52%を大きく下回っております。

そこで、災害廃棄物を円滑に処理することで住民生活の衛生確保や環境保全とともに、

地域生活の早急な復興を図ることを目的に、災害廃棄物処理計画を策定する必要がありますが、町長の見解をお聞きいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 災害廃棄物処理計画は、今後発生が予想される大規模災害に備え、災害により発生する災害廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処理するための方針を示すとともに、国、県、町、民間業者の役割分担を明確化し、平時から相互支援体制の構築を図るものと思っております。

吉岡町は、幸いにして近年大きな災害は発生していませんが、いつ大地震や全国各地で発生した大雨、竜巻、台風などが起こるか分かりません。そういった中で、大変重要な計画になると思っております。

なお、詳細につきましては、住民課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 災害廃棄物処理計画の策定についてですが、議員のご質問にもありましてとおおり、大規模災害による被害が発生した場合の廃棄物処理については重要な課題であり、地域住民の生活復旧の妨げとならないよう、円滑、迅速な対応が求められると考えております。そのためには、県、自治体、民間業者等の役割分担を明確化し、平時より相互応援体制の構築を図り、適正な処理を確保する必要があります。

ご存じのとおり、吉岡町は渋川広域圏にて廃棄物処理を行っておりますが、災害廃棄物処理計画の策定に当たっては、発生量の推計や仮置場の選定など様々な課題がございます。吉岡町地域防災計画や群馬県災害廃棄物処理計画などとの整合性を図る必要もありますので、群馬県や関係市町村、渋川広域、関係団体とも協議しながら、検討していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 県、自治体、民間業者との連携が当然必要になると思います。

現在、広域清掃センター、年間の処理能力は約6万トンです。そして、可燃物、不燃物の昨年の排出量が3万8,887トンになっております。現在は64%の能力で稼働していることとなります。

ただし、広域センターの焼却場は平成5年か6年にできたもので、かなり年数もたっている。一度ごみ処理の炉を改修したことがたしかあると思います。こういうことを考えると、私たち一人一人がごみの出す量を減らす努力をしないといけないと思います。町もこ

の辺ちょっとデータ化して、例えば吉岡約2万1,000人、1人当たり、じゃあ年間ごみを何キロ出しているのだと。この辺の広報もしていただくと、住民の認識も変わってくるのかなと思います。

私のほうでちょっと計算しましたら、年間1人当たりの可燃物、不燃物のごみの量は、渋川市で371キログラム、吉岡町では304キログラム、榛東村では271キログラムが排出されている勘定になります。

次に、渋川地区広域圏最終処分場は現在渋川市小野上で平成26年から稼働しております。吉岡町が最終処分場の担当になるのは何年後かお答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 現在、稼働しておりますエコ小野上処分場の埋立て計画期間は15年となっており、計画どおり進んだ場合、埋立て期間の満了は令和11年となります。

吉岡町、渋川市、榛東村の間で協定書が結ばれており、その中で次回の用地選定は吉岡町となっております。新しい処分場については、候補地の選定や施設の建設も含め、数年の期間が必要ですので、今後渋川広域とも連携しながら順次進めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） まだ年数は9年近くあるわけですが、早めに手をつけていただきたいと思っています。

現在使用されている小野上処分場の施設の規模について、総面積、埋立て面積、埋立て容量についてお答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、住民課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） エコ小野上処分場の施設規模についてお答えいたします。

総面積2万2,080平方メートル、埋立て面積6,730平方メートル、埋立て容量は7万立方メートルとなっております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 小野上処分場が平成6年度にできて6年がたちますが、この6年間の埋立

て容量の実測値では何立方メートルになっているのでしょうか。お答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件につきましても、住民課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 令和元年度までで2万7,369.07立方メートルとなっております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 現在まで6年間で2万7,369.07立方メートル、全体の埋立て量は7万ですから、約40%が今埋まってきているということになります。残り9年で満杯になる。計算上は、これからまた6年たてば80%になり、残り期間で7万に達すると。計算上は余裕があると感じられます。

令和11年には吉岡町が担当になるわけですが、まだ先のように、候補地の選定や建設期間を考慮すると、早く着手しなければならないと考えます。

以上、4番廣嶋 隆の一般質問を終了させていただきます。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、4番廣嶋 隆議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分といたします。

午前10時22分休憩

午前10時50分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

議長（山畑祐男君） 10番飯島 衛議員を指名します。飯島議員。

〔10番 飯島 衛君登壇〕

10番（飯島 衛君） 10番飯島でございます。

それでは、議長への通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、小中学校のICT化の現状と見通し及びオンライン学習の取組についてということでお伺いいたします。

（1）といたしまして、インターネット環境の実態の把握はということで、私も何度か質問はさせていただいたわけですが、またさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染対策として3月から休校し、4月からは再開できるであろうと思ったのもつかの間、4月になり緊急事態宣言が出され、3か月にも及ぶ休校となりま

した。この間の子供たち、保護者、先生方は大変不安な思いをされていたかと思えます。

そうした中で、自治体によってはオンラインの授業を行ったところがありました。群馬県でも県の教育委員会でオンラインサポート授業を5月7日から29日まで実施したとありました。

政府の中央教育審議会委員でICTを活用した教育に詳しい東北大学大学院の堀田龍也教授によりますと、4月16日に、文部科学省の調査ではオンラインでの同時双方向で授業を実施したのは全国で5%とのことでした。また、なぜ学校のICT化が進まないのかということについては、教師がICTの操作ができないのが原因ではないかとも指摘しております。また、端末が整備されていなかったり、ネット環境が不十分なことは設置者である自治体の姿勢の問題とも指摘しています。ネット環境を整備する予算というのは、国から毎年地方交付税として自治体に交付されており、1校当たり約500万円になるとのことでした。ただ、地方交付税の使い道は自治体の裁量であることから、山積する教育問題において多くの自治体では優先順位が低かったのではないかと指摘しています。

国も学校のICTが進まない現状を踏まえ、昨年12月にGIGAスクール構想を立ち上げ、今年度から国が直接予算を投入して学校のICT化に乗り出す予定でありました。町でも今年度の予算でタブレットパソコン200台の予算が計上されております。2020年度の国の第1次補正予算では、文部科学省は2,292億円を予算計上して、小中学生に1人1台パソコン配備する計画を、今年度末までに大幅に前倒して行うとのことでした。また、総務省も第1次補正予算では約30億円、5月27日の第2次補正予算では約500億円を計上して、光ファイバー回線整備の補助事業を拡充し、回線に接続できない学校など地域の回線整備を加速させるとのことでした。

先日もあるテレビで、中国は2月17日から休校し、2週間後にはオンライン授業を始めたとありました。また、アメリカではオバマ政権のときに、教育の格差をなくすためということで、デジタル教科書を使ったオンライン授業が開始されたとのことでした。

そこで、まず町の状況でございますが、町の児童生徒の家庭のインターネット環境の実態については、町はどのように把握しているのでしょうか。お伺いいたします。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教 育 長（山口和良君） それでは、吉岡町のインターネット環境の調査結果について実態を把握いたしましたのでお答えさせていただきます。

吉岡町教育委員会では、先月11日に保護者宛てメール配信システムを活用して、児童生徒の家庭のインターネット環境状況調査を実施いたしました。その結果、吉岡町の児童生徒のいる家庭において、インターネット通信環境が整備されている世帯は全体の86%

でありました。そして、その整備されている世帯の中で、モバイルルーターを利用している世帯が約14%、スマホのテザリングを利用している世帯がそのうちの約3%でありました。

また、インターネット通信環境が整備されていないと答えた世帯、70世帯ほどございましたけれども、そのうち導入を予定している、またはもし子供に情報端末が貸与されれば考えるとお答えいただいた家庭が、そのうちの3分の2、44家庭ほどございました。また、導入の予定はないと回答した家庭が3分の1、24家庭ほどございました。

なお、この調査に協力していただいた有効回答数は、町の児童生徒がいる家庭の中の91.4%になっておりますので、ご了解いただけたと思います。

町教育委員会といたしましては、今後このようなデータを基にいたしまして、家庭学習においてICTを活用するということに向けての支援を前向きにどんどん検討していきたいと思っております。以上です。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） どうもありがとうございました。

昨日も補正予算でタブレットとか、そちらの整備についての予算計上がなされておったわけですけれども、先ほど教育長からお伺いしたのですけれども、インターネットの環境を導入しないという家庭があるということなのですから、その辺の対応はどういったことを考えておりますでしょうか。ちょっと急ですけれどもお伺いします。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） その導入をしない家庭についての理由は特に問い合わせておりません。また、どの家庭が今回どういう回答をさせていただいているかということについても、個人情報に関係がありますので、そういうことについては一切調査いたしませんということでの調査をしておりますので、様々な事情があるとは考えておりますけれども、その中には家計の財政や状況であるとか、その辺のご心配をされている家庭ももちろんあると思いますので、それについても考えていきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひその辺は、今後ともしっかりと話し合っていていただきしたいと思います。

続きまして、現状のタブレットの導入数ということでございますけれども、予算では200台ですか、計上するということがありました。あと何台ぐらい足りないのか。昨日の

補正予算でどのぐらい導入して、これで果たして全員に行き渡るのか。邑楽町では5月22日の上毛新聞で小中学生約2,000人にタブレット導入をするという記事が載っておりました。そして、昨日はみなかみ町で、やはり上毛新聞で小中学生998人一人一人にタブレットを導入したいという記事がございましたので、教育長もご存じですけれども、地方創生臨時交付金を使って、インターネットの整備、タブレットの導入には交付金を使えるという話も聞いておりますので、その辺のことをちょっとお伺いいたしますが、よろしくお願いたします。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） ただいまの質問については、教育委員会事務局長に答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 現在、各学校にはコンピューター室にデスクトップ型コンピューター40台、それからタブレット型パソコンが26台整備されておりますが、これはあくまでもコンピューター室での使用を前提としたものとなっております。

昨年、文部科学省により令和5年度までに情報端末の児童生徒1人1台体制を整備するというGIGAスクール構想が打ち出されたことから、急遽吉岡町教育委員会といたしましても、令和2年度から順次導入をすべく予算措置していたところであります。しかし今回、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、政府からGIGAスクール構想を加速する方針が示されたことから、吉岡町においても導入計画を大幅に前倒しして、今年度中に情報端末の全児童生徒1人1台体制を実現すべく、全体で2,235台分の端末の導入費用を今回の補正予算に計上させていただいております。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 先日の上毛新聞でも吉岡町は導入すると載っておりました。これで本当にやっとなんかに追いついたかなと。私も何回かやきもきして、少しずつ導入してまいりましたので、一気にこれで導入になるということで、今コロナウイルス、まだまだ本当に予断を許さないし、いつ何どき休校になるとも限りませんし、一部の人は、記事なんかでは、小学生にはまだオンラインでやるのは疲労が蓄積したり大変ではないかという意見を言っている方もおられると思いますけれども、やはり時代がコロナをきっかけに、こういうインターネットを使うような時代に大きく変わりつつあると私は思っておりますので、だんだんそれが子供たちに定着していけますよう、教育関係の皆さんのご協力をお願いいたします。

続きまして、オンライン学習の今後の取組についてなのですが、先ほどもおっしゃっていましたが、先生方がどこまでハイカラなオンラインのこういうことができるかということで、その辺の先生方の研修等は町としてどういうふうにもた考えておるのか。それとも、今の先生方は研修しなくてもすぐ使えるんだよということであれば結構ですけれども、その辺の見解をお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） このことにつきましても、教育委員会事務局長に答弁させます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） オンライン学習としましては、文部科学省が臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイトとして、子供の学び応援サイトを立ち上げ、自宅等で活用できる教材や動画を配信しているほか、群馬県教育委員会でもオンラインサポート事業として5月からインターネット上での授業の配信を開始しております。

そのほか、県教育委員会の取組としましては、5月から群馬テレビでも授業の動画を放送しておりまして、インターネット環境が整っていない家庭についても家庭学習ができるような取組が進められているところでございます。

現在、町教育委員会では、児童生徒1人に1台情報端末を配備する事業を計画しておりまして、ご家庭のWi-Fi環境が整い、端末が貸与されれば、インターネット配信されている動画がその端末で見られるようになるとともに、学校と家庭で先生と児童生徒によるモニター越しのやり取りなども可能となる予定です。

また、この情報端末へは県教育委員会より県の統一的な学習支援及び個別学習用の支援ソフトウェアの導入の検討も進められておりますので、教職員への研修などはこれらのソフトウェア導入の過程でも行われるものと考えております。

加えて、町教育委員会では学校休業中における学習保障の観点から、中学生を対象としまして、臨時的に民間の家庭学習用教材を利用できるようにすることで、家庭学習の支援の充実を図りたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） いろいろ対策を考えていただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、これも上毛新聞で24日に載っておりました。教育評論家の尾木ママこと尾木直樹氏が、インターネットを使ったこういう学習というのは、今後のこういった学びとか、多様化するオンライン学習が標準化になれば、不登校も学びの一つになるので

はないかということをおっしゃってありました。

私も不登校児童生徒に対しての質問は2014年にさせていただいたことがあるのですが、その当時は、ふれあい教室で不登校の子供さんたちは勉強していると聞いておりましたけれども、現状今何人ぐらい学校に来られないお子さんがいるのか。そしてまた、オンライン事業を今後どのように生かしていけるのか、それともそういう活用を考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 今年度はご存じのように、4月の授業が4日、そして5月が全部授業がお休みで、6月が昨日から始まったばかりですので、今年度の不登校の児童生徒数につきましてはまだ分かりませんが、昨年度、令和元年度の人数について報告させていただきます。

昨年度、年間30日以上欠席した児童生徒は3校合わせて36人でした。そのうち、8人の生徒がふれあい教室を利用しておりました。

議員ご指摘の不登校児童生徒へのICTの活用についてでございますが、文部科学省は昨年10月、不登校児童生徒への支援の在り方についての通知の中で、不登校児童生徒への多様な教育機会を確保する方策の一つとして、ICTを活用した支援というものを取り上げております。

また、本日私が拝見した新聞では、先月の中央教育審議会の中である委員の方が、もっと不登校生徒へのICTの活用というのを進めるべきではないかという意見を出して、またそれについて多くの委員が賛同したという記事を拝見いたしました。

不登校児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいながら、家庭に引き籠もりがちであることで十分な学習支援が届かない状況、またそれによって学習の遅れが生じてしまい、その後の学校への復帰であるとか、中学校卒業後の進路選択の妨げになってしまうケースがございますが、ICT環境を整え活用することは、そのような状況を改善するための有効な手段の一つと考えております。

また、不登校児童生徒に対してICT活用を図るには、保護者の方と学校が十分に連携し、保護者の方に家庭における活用状況の把握について協力していただくことが大切であると思うとともに、担任と学校職員の家庭訪問による対面指導を併せて行うことによって、自立支援に向けた取組を定期的に行っていくこと、これらを併せて進めていくことが大変重要であると考えております。

今後、全児童生徒への学習用の情報端末の整備が進むことによりまして、不登校児童生徒との対面指導を併せた活用が十分想定されるわけです。また、ふれあい教室においても、

情報端末の活用は進んでいくと思われまますので、ふれあい教室における環境の整備についても今後検討していきたいと考えております。

また、最後にICTを活用することで、かえって不登校の状況が長期にわたってしまうということがないように、児童生徒に対して十分な配慮は欠かせないと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） やはり子供さんは、できれば学校に来て、みんなと和気あいあいやってくというのが本来の姿ではなかろうかと思えます。そういった形で、今答弁いただきましたように、教育長のほうでまた不登校の子たちの対応をしっかりとお願いしたいと思えます。

続きまして、災害時の指定避難所の改善及び町の感染症対策についてですが、先ほど廣嶋議員も質問しておりまして重複するところが少しはあるかなと思えますが、ちょっと質問させていただきます。

過日の新聞によりますと、上毛新聞に、災害時の指定避難所で34市町村改善必要と大きな見出しが載っていたのですが、町の改善点というのはどういうところで、そしてその課題がどういうものかということでごちゃとお伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 指定避難所の改善が必要だったところ、及び今後の課題ということで質問いただいております。

指定避難所の改善点及び課題についてですが、全国自治体アンケートにも回答したとおり、以下の3点が挙げられます。まず第一に、冷房設備がない避難所があること。第2に、停電時に電気が使えない避難所があること。第3に、プライバシー確保や要援護者に配慮した設備が不足していること。以上となっております。

今回挙げられた課題に対する今後の対応についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも必要となるものでございますので、今回の6月補正の予算案に計上させていただいたもののほか、今後新たな財源等の活用等も検討しながら整備を進めてまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 先ほど、廣嶋議員の質問にも、昨日の補正予算で装備についてとか、るる説明がありましたので、その辺は聞きませんけれども、本当に冷房がない、停電したときどうするか、プライバシーの問題をどうするか、そういったところをしっかりとお願いした

いと思います。

また、町のこれからの感染症対策はということで、質問でございますけれども、新型コロナウイルス対策でどうにか緊急事態制限は解除されましたが、報道等によりますとウイルスとの長期戦の覚悟、あるいは第2波が秋から冬に来るのではないかと等々、予断を許さない状況が続いております。国民には密閉、密集、密接の3密を避けるなど、新しい生活様式が求められています。5月8日の臨時会議において、避難所の間仕切りユニットを設置するとありました。しかし、3密を避けるために収容人数が大幅に少なくなる問題が発生しております。これも先ほどの廣嶋議員の質問と同じでございますが、上毛新聞で富岡市の対策で、今年の台風19号で被災された方がいる富岡市の対策でございますけれども、そこには地域避難所として行政区ごとの最適箇所の避難所を設けるということで、多分これは公民館等を利用するという事だと思っておりますけれども、吉岡町もかなり避難者が、コロナに感染して、なおかつ大雨が降ったり、吉岡も昨年避難勧告出ましたけれども、そういった場合、先ほどの質問もそうですけれども、かなり避難所の数を要するという事と、学校の教室もそうですけれども、公会堂等を使う機会があった場合、先ほどの課題で、冷房ということでおっしゃっていましたが、公会堂だから、これはコロナで、雨だけではなくて地震もそう、いろいろ災害に関してですけれども、公会堂でエアコンの設置状況というか、うちの陣場の公会堂ですと、和室にはエアコンがあるのですけれども、大広間にはないという形で様々な状況だと思っておりますけれども、町の公会堂のエアコンの設置状況みたいなのは分かるでしょうか。お伺いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） これからのその件に関しましては、総務課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田栄二総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 公会堂、集会所のエアコンの設置状況についてですが、自治会が管理している集会所等の23か所のうち、施設の全室に設置されているわけではございませんが、エアコンが設置されている施設が、今年度設置予定の2か所も含めて17か所、エアコンがない施設が6か所あるということでございます。こちら聞き取りの上での調査となっております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） こういった設備も今回地方創生臨時交付金に、5月27日に第2次補正で2兆円増額されました。こういう冷房の費用もそちらで利用できるのではないかと私は思

うのですけれども、町長、その辺いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しまして、総務課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田栄二総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） エアコン等については、現在も魅力あるコミュニティ助成事業や集会施設等整備事業等の活用を検討いただくということも選択肢としてございます。また、議員おっしゃった2次補正の関係については、総枠は表示されておりますが、具体的な用途等については、今後の検討課題となっているところでございます。しかしながら、5月27日付で避難所における新型コロナウイルス感染症に要する経費ということでの案内もいただいているところでございますので、今後検討してまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ精査していただいて、この際にエアコンの管理等していただければと思います。

時間が切迫しております。3番目、要援護者の方たち用に備品の備蓄をということでございます。今回の新型コロナウイルスの感染で、またもやマスク、トイレットペーパーなどの買占めが発生してしまいました。この買占めによって、多くの方々がどれだけ不便な思いをしたことか。私たちが高校生のおときはオイルショックということで、やはりトイレットペーパーを買いあさった、そういう映像が思い出されました。

また、3月の一般質問の答弁で、町にはマスクの備蓄が5,000枚ほどあると伺っております。最近のコロナ関係で、テレビによくお出になっている昭和大学医学部の二木芳人教授によりますと、これから第2波が心配されておるわけでございまして、第1波の何倍になっても対応できる物資の備蓄というのが必要だということでございます。物が無いというSNSのデマとかあって、すぐ飛びついて買いに行ける若い人たちはいいですけども、いざそういう情報があっても買いに行けない人たちがいることを承知していると思います。そういう人たちのために、ぜひいろんな装備を、限度もあるでしょうけれども、保管場所の件もあるでしょうけれども、やはりそういった方々の備品の備蓄というのをぜひお願いしたいと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、総務課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田栄二総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 避難所における要援護者の方の備品の備蓄についてですけれども、今回の補正予算に、避難所生活に役立ち、なおかつ新型コロナウイルスの感染拡大の防止に役立つ備品のために予算を計上させていただいたところでございます。具体的には、全ての方に役に立つという観点の整備の仕方とご理解いただければと思います。

具体的には、高齢者や障害をお持ちの方が使用しやすいように、電動式簡易トイレにアシストフレームをつけたとか、あるいは段ボールベッド、こちらは実際にはコロナに関わらず、床に土足で上がるわけですから、床の汚損等があつて、そういった意味では食中毒とか、ほかの感染症予防にも役に立つ。あとは、隔離用のスペーステントについては、トイレ以外にも例えば授乳でありますとか、おむつ替えのスペースとして使うとか、そういったこともできるのかなと考えているところでございます。また、そのほかにも乳児用の粉ミルクや哺乳瓶、お尻拭き等の備蓄を行っているところでございます。

今後も可能な限り、ニーズに応えられるよう、備品の備蓄を進めてまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 北九州では第2波のコロナの感染が発生しているということで、小学校でもクラスターが発生したなんて報道があります。吉岡町でも万全を期していただきたいと思つています。

以上をもちまして、飯島の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、10番飯島 衛議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩を取ります。再開を午後1時といたします。

午前11時20分休憩

午後 1時00分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

議長（山畑祐男君） 13番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回の議会はコロナということで、いろいろなことがあると。議会の中でも自粛したりしていますけれども、スペイン風邪以来の大きな出来事になっておりまして、一般質問す

る方も減っていますけれども、こんなときだからこそ質問することに意味があるかと思ひまして、質問いたします。

まず、第1点目でありますけれども、さきの5月臨時会の中で、当議会としまして町長に要望書の提出を行いました。コロナ対策に対し、いろんな面で迅速な対応が求められるという中で、6点町長に出しておりますけれども、1つとして、緊急対策支援助成金の適用範囲を農業や小規模事業にも反映させることを図られたいというのがありましたけれども、これについてはどのような検討がなされたか。

続きまして、6項目あるのですけれども、まとめてでも結構ですけれども、2点目が緊急対策経営支援助成金の条件を緩和し、定額給付型にし、早期の対応を図られたい。これが2点です。

3点目が、子育て支援として、大学生までを持つ家庭に対して一律5,000円の学習支援ということです。

4点目として、国からの支援と併せて、住民に一律1万円の支援を図られたい。

5として、支援金の対象を4月27日時点で母子手帳を持っている妊婦にも対象にしていただきたい。

6項目めが、以上のことの早急な対応、コロナ対策として住民の要望を迅速につかみ、早急な対応を強く求めるというのが、予算決算特別委員会の予算執行に関する執行等に関する要望書でありましたけれども、恐らく検討されたと思ひますけれども、その検討結果について、まずお答え願ひたいと思ひます。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） コロナウイルス対策について議会から要望書が提出されたが、その検討結果についてということでご質問いただきました。

先ほど小池議員からは、特別委員会からと言われましたけれども、議会議長からの要望ということですので、答弁させていただきます。

新型コロナ対策について、議会からいただいた6つの要望事項の検討結果につきまして、ご質問をいただきました。ありがとうございます。

まず、緊急対策経営支援助成金の適用範囲の拡大などにつきまして、2項目の要望をいただきました。5月臨時会での緊急対策経営支援助成金の対象は、町内飲食店に限定しておりましたが、今回の補正予算に計上させていただいた緊急対策経営持続化助成金の対象は、中小企業者や個人事業主などということで、ご要望に合った農業や小規模事業者の方も含んでおられます。また、支給条件につきましては、国の持続化給付金の給付を受けた町内事業者などとなります。

次に、大学生までを持つ家庭に対し、一律5,000円の支援をとの要望をいただきました。こちらにつきましては、町の独自事業といたしまして、対象は新高校1年生までの家庭となりますが、国の子育て世帯への臨時特別給付金に1万円を上乗せして支給し、子育て世帯への支給支援の拡充を図るものであります。

次に、国の支援と併せて、住民に一律1万円の支援につきましては、財政的な面からも難しいと考えております。

最後、支援金の対象を4月27日時点で母子手帳を持っている妊婦への拡大につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、この間に、さっきの臨時会の後、大きな動きと申しますか、それぞれの群馬県の各市町村の動きがありました。恐らく群馬県の市町村が行っている事業というものは、毎日ご覧になっていると思っております。

そういう中で、今、町長から話がありました。国が行っております持続化給付金に、これ今100万円ですよ、に足して、町独自で10万円を上乗せするということなわけですけれども、予算決算特別委員会の中で町に要請したのは、先ほど言った国の持続化給付金、手続も厄介なんです。でも、それで100万円受けられた人に、町としてまた10万円乗せますよという話なんです。だから、議会でもそのことは知ってまして、そうではなくて、同じにみんな今大変な思いをしているのだから、そのことは問わず、各事業者にそれぞれ定額で給付したらどうかということだと思っております。そのことの検討がなされたかどうか。検討した結果が、国の実施する持続化給付金をもらった人のみとなったのだと思うのですけれども、そうじゃなくて、県内でも沼田市とか、みなかみ町とか、2つでしたかね、そうじゃなくて、その対象にならなかった事業者、国の給付金をもらえた人はもらえた人。でも、そこから外れた人、もらえなかった人を対象にして給付しますよという制度を行っているところもあるのです。私たちの考えはどっちかという、コロナの問題で平たくみんな影響を受けているわけですから、そういう人たちに対していろんなたがをはめないで、コロナでみんな困っていることは明らかですから、そういう人のためにどうですかということを出したと思うのです。これからも検討する必要があると思うのです。そういう人たちに対する支援の検討というもの、再度いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 当然内容等につきましては、庁内で協議をさせていただいたのですけれども、支給条件につきましては、やはり基準となるものは必要であると考えております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） だから、今基準となるものが必要だと。しかし、県内でも基準を考えないで、平たく事業者に交付しているところがあるのです。3万円から10万円ぐらいで。3万円のところも10万円のところもあります。私は、かえってそのほうが公平じゃないかと。100万円もらっている人に10万円上げますよというよりも、100万円もらった人が110万円ですから。じゃなくて、その対象にならない人に上げたっていいのではないかと。だって、どっちかというとき吉岡町は中小零細業者のほうが多いわけですよ。だから、そういう人を対象にすべきだと思うのですよ。

これで全て終わったわけじゃありませんから、今回は100万円だったと。国の実施する持続化給付金の給付を受けている、または給付の決定を受けている事業者、この人が対象だったのですよ。国の給付を受けている人じゃなくて、給付を受けられなかった人をこれからは対象にしてもいいのではないかと。その検討をすべきだと思うのですよ。いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 当然先ほど議員からもおっしゃられました政府の2次補正、それに期待感を持っているわけですから、ぜひとも、その中で今後また検討していればというような形で考えているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） どうも考え方、町長、今回の事業活動の維持、町内業者に出した、昨日の10万円というのは、国からの交付金をそっくり上げているわけですよ。そうじゃなくて、町の財調等を使って交付するという考えに立たないと、国からもらったものをただこっちへ回すという考えではなくて、町長の目から見て、今住民がどういうことで苦しんでいるのか、どういう人が大変なのかというのを見たときに、行政の公平という観点から見て、司法書士とかそういう方に、さっき言いました持続化給付金なんていうのはそういう専門家に頼んで申請しているところが多いらしいです。ですから、それなりの手続は必要だし、そしてまたそういうものを受けられますよと。請け負ったら、1割は頂きますよと。ですから、申請に協力しますよなんてインターネットに出ていますよ。それを商売にして、なりわいにしてやっている人もいるぐらいですから、結構煩雑な手続もあるのだと思うのです。しかし、一般の中小零細業者はそこまでできないですよ。だから、そういう人を対象にした支援金、これは国からもらった交付金ではなくて、町独自の、百年に一度

のこういうことですから、いつでもあるわけではありませんから、こういうときだからこそ、地方自治体がそういう住民、業者のために全力を尽くすと。また、再起してほしいという考えの基に行くべきだと思うのです。いかがでしょうか。理解できましたか。どう思いますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 議員のおっしゃりたいことはよく理解できます。ただ、町の財政力等を勘案しながら、今後の事業等を展開していかなければならないと考えております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、私も大体県下の市町村の事業等を見ていますけれども、どこを見てもそんなに財政力が豊かでやっているところはないですよ。みんなぎりぎりのところでやっているところが、それでもこんなことはめったにあることじゃないからということで、住民の生活を守るということでやっていますから、そういう観点に立てば、私はどこに使うかというのはおのずから見えてくると思いますので、ぜひともその分については注視していきたいと思っております。ぜひ実施していただきたいと思っております。

それから、子育て支援事業につきましても、昨日全県下で26市町村ですか、1万円から、多いところは5万円ぐらい交付しております。どっちかというとな1万円というのは一番最低のランクなんですよね。これもまた国から来た金を充てただけですから。でも、もう少し一歩踏み出して、どこにも負けない吉岡町独自のものがあってもいいじゃないですか。吉岡町独自のものが。ですから、取りあえずは1万円でしたけれども、これも今年3月時点で中学生だった人、今は高校1年になっていますけれども、この人までが対象でした。

しかし、1万円のところもあれば、先ほど言ったように3万円のところもあります。また、高崎市は1世帯でありますけれども5万円。5万円は商品券でしたから、お金ではありませんけれども、高崎は大きなまちですから、当然それを使えば、また市の消費にもつながるということがあるでしょうけれども、そのように吉岡町から見れば5倍ですよ。世帯ですから、1人ではありませんから。それにしても、吉岡町から見れば相当大きな数字であります。

私はこれについても、あまりにも吉岡町はやっていることが小さいと思うのです。このことによって、本当にシングルマザーであるとか、そういう人たちが明日の生活はどうしよう、明日の子育てはどうしようかということを実際になって悩み、考えているときですよ。そういうときに、親がたとえ少しでも安心できる手を差し伸べてやるというのが行政

の仕事だと思うのです。そういうふうには思えば、町長、まだまだすることはあるのではな
いか。県全体の中ぐらいにいればいいという話ではなくて、そういうものは見渡したとき
に、この町としてどこまでできるのだろうか。吉岡町は本当に何もできないですねと言
われるのではなくて、よくやっていますねと言われる自治体であってほしいと思うのです。
これについて、町長、お考えどうでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この給付金につきまして、マスコミのほうで各町村の状況等をいろいろ
発しておりますけれども、あくまでこれは他町村との競争という意識は持っておりません。
吉岡町にできることで対応していきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） だから、町長は精いっぱいやることができるのが1万円ですか。一生懸命や
っている人は1世帯当たり5万円出していますよという話をしているのです。でしたら、
もう少し出してもいいんじゃないですか。3万円のところもありますよ。1万円って
最低ランクのところなんです。でも、それでもまだほかにいろんなことをやっています
から、これ一つではありませんから。でも、先進地事例というのはたくさんありますけれ
ども、いろいろやっていますよ。そういう中であっても、吉岡町は少ないと私は見ていま
す。もう少し、これだけの町ですからあってもいいのではないかと。どうですかね、町長。
あまり小さい話にならないで、これで精いっぱいだとか、そんなのではなくて、もう少し
検討してみたら。

対策会議というメンバーがあつて、しょっちゅう会議をしているようですけれども、幾
ら会議をしたって、いい結論が出なければ全く意味のないことなんです。会議をして、
結果として実りあるいい結論が出て、いい会議をしたなということになるわけですから、
そういう皆さんが何をつくれるかということを見ているわけですから、吉岡町はよ
くやっていますねという姿を見せてほしいです。

これからぜひまた、これで全て終わったわけではありませんから、まだまだ続くと思
います。もしかしらこんな状態が1年続くのか、2年続くのか、まだまだ続くと思
います。しかし、できるだけことは町がするから皆さん安心してくれというメッセージとともに、
近隣の市町村に負けないくらい吉岡町はよくやっていますねと、またこれからもやります
よという姿勢が欲しいのだと思うのです。ですから、そういう姿勢を、姿を、住民に対す
る、心配要りませんよというものをを見せてほしいですよ。私向けにではなく、住民向けに。
それで皆さんが、住民が安心していただけるわけですから、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 繰り返しになりますけれども、吉岡町に合った支援策でいきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、特別委員会の中で要望書を出した中に、以上のことの早急な対応、コロナ対策として住民の要望を迅速につかみ、早急な対策を強く求めるというのが議会の総意なんです。誰も反対、みんなの意見なんです。ですから、迅速にやってほしいというのが、コロナ対策に対して。こういうふうに言っているわけですから、吉岡町に合ったものを精いっぱいやっていますというだけでは、結果として出ているものが大したことじゃないわけですから、なるほどよくやっていますねというものを見せてほしいです。そういう町長の固い決意が見たいのです。そのことによって、皆さんが安心するのです。それが、私の要望ではなくて議会全体の要望なんです。そういう皆さんの要望を迅速につかんで、そういう手だてを早く打ってくれと言っているわけですから、よく分かったと。俺に任せとおけと。やるよという意味で本当に言ったっていいじゃないですか。いかがですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 議会の要望に応じて、職員一丸となって現在進めさせていただいているところでございます。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 一丸となってやった割には、出てきたことが大したことではないと言っているんですよ。先ほども言いましたけれども、国の事業があつて、そして国の事業で、その中でそれにプラスした、国の給付を受けることが決定したという人には出しますよというので、そうじゃない人は、その申請もできない人は対象外にしてしまっているわけですから、そういう人も対象にする。

また、役場の職員もこれだけの人数がいますから、様々な住民の生活様式、今どんなことで困っているかというのが見えてくると思うのです。そういうことに対して、1つつ、いかに適切に伝えていくかというのが皆さんの仕事だと思うのです。ただ会議だけ開くのではなくて、本当に1つつそういうものを拾っているかどうか。また、そういう指示を出しているかどうかということも大切だと思うのです。だから、私はこの問題について、そう多く言ってもしょうがないのですけれども、ぜひやっていただきたい。

引き続き求めていきますけれども、町長ご存じのように、コロナウイルス対策の中で、先ほど持続化給付金の国の事業を求めるときには、それぞれの収入証明であるとか、所得証明であるとか、印鑑証明であるとか、そういう所定の手続が必要なのですけれども、それを町に提出を求めて、それでその証明に添付してやるわけですけれども、そういうことを渋川市なんかは諸証明の手続はただにしているというような報道がなされておりますけれども、これからも恐らくいろんな給付金を受けたりするときにはいろんな諸証明が、渋川市は8項目でありましたかね、諸証明。そのことを無料にしているという記事もありましたけれども、その程度のことはやってもいいと思うのですけれども、町長お考えはいかがですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 新型コロナウイルス感染症関連の貸付けや融資等、生活資金の経済支援を受ける際に必要となる各種証明書の発行手数料を免除とする取組は、群馬県下でも4月下旬から5月上旬にかけて実施団体が新聞等で報道されたところです。議員ご指摘の渋川市では4月22日から当面の間実施するとの報道があり、渋川市のホームページにおいて確認しております。

調査いたしました群馬県下の7つの団体ではほぼ同様の取組内容となっているようです。しかしながら、この課題に対する詳細な調査は実施しておりません。したがって、実施団体の数も完全には把握しておりません。

いずれにしても、コロナ関連の支援施策は、新たな日常を支えるために必要な施策に取り組むことが重要であります。施策の検討を行っていく過程で町民の皆さんのニーズを探ることも肝要であると考えております。この場において、直接個別の政策の実施をお約束するものではありませんが、いただいたご意見は、貴重な町民の皆さんの声の一部として、今後の政策立案の検討に際し考慮していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、この程度のことは、それこそこの程度のこと、町長がそうだなと思って、そうしようと言って、そのように指示すればできることだと思うのです。難しい話じゃないですよ、このことは。町長、この程度のことはできるじゃないですか。先ほど雑談で水道課長に、水道料を無料にしているところもあるけれども、町は検討したかいという話もしたけれども、検討はしたようですけれども、そんなことも可能なわけですから、そんなこと可能なのですよ。せっかくですから、検討した結果どうなったかは聞かなかったもので、そのこと課長、答えてみてくださいか。それと、町長、今のことも町長がその気

になればすぐできることですから、わずか幾らもないことです。そうだなと思ったら、そういう方向で検討しましょうというぐらいのことは言ってもいいじゃないですか。再び。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほど水道料関係の話も出ましたが、当然水道課といろいろ協議をさせていただいた経緯もございます。そういった中で、先ほども申し上げましたが、本町では真にお困りの方への支援を重点に置かせていただいて、現在支援策を進めていることにご理解を賜りたいと思います。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ほとんどが私は今困っている段階だと思うのですよ。ですから、定額給付金で全ての国民に10万円ずつ配ってやっていますよ。みんな困っていますよ。困っていない人は本当にまれだと思うのですよ。そういう中で、だから全体でそういうことの検討を考えている市町村もあるのだということで、それ以上は聞きませんが、そういうことも県内で行っているものを、質問の中で、今後の取組、対応の予定はと出しておきましたけれども、もしも何かあれば、今後いろいろ私のほうから提案もさせていただきましたけれども、これから、昨日議案が出て10万円というのがありましたけれども、それと子供に対する1万円というのがありましたけれども、そのほかにも議会等を通じて思ったこと、日々報道等もされていますから、そういう中で感じたこと、またそういう中で当町はこんなことをやっていかなくてはならないなというものがもしお考えの中にありましたら、町長、今後の取組、対応をお聞かせ願いたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 今後の取組の対応はということでございますが、5月27日に閣議決定された国の第2次補正予算に併せ、感染拡大の防止と経済活動を両立させていくという新たな日常、新しい生活様式に対応した国の施策を補完し、町民皆様が新たな生活様式を実践していくために必要な支援策をよく検討し、実施してまいりたいと考えております。

また、今回国の補正予算で増額が予定されている地方創生臨時交付金を活用し、町といたしましても国が実施する具体的な支援内容や、交付金の対象となり得る事業をよく精査し、新型コロナウイルスの影響を受けた町民や事業者の方の生活を守るための事業、また今後町民の皆様が安心して暮らしていくために何が必要で、それに対し町がどのような事業支援を展開していけばよいのかをよく検討し、新たな支援事業をできる限り早急に町民や議会の皆様へお示しできればと考えております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 様々私も町長に提案させてもらいましたけれども、やはり迅速な対応というのが大事だと思うのです。マスクの問題でもそうです。アベノマスクもあつたけれども、途中で問題もあって、まだ配られていませんけれども、マスクなんかもそうです。ないときに欲しいんです。でも、こんなにも出回っていて、どこの薬屋行っても、どこ行っても買えるよというときになれば、そんなに人は欲しがらないですよ。でも、ないときに欲しいわけですから、そういう対策というのは、私は今回これを見ても、やっぱり町の対応は不十分だったと思うのです。もっと早い時点で、私住民から聞かれましたよ。マスクは役場にあるのかねとか、どこに行けばあるのかねとか、そういう方が多かったです。でも、声なき声にどのように耳を傾けて、またそういう声を探って、そういう人たちに何がしてあげられるかということを探っていくのが行政の仕事だと思います。そういう部分では随分、マスク一つとっても遅れをとったなと思っています。

ですから、必要なときに必要なものが欲しいわけですから、迅速な対応というのはそのときに大事なことだということ、町長もこれまでの議論を通じた中で、少し素直になって聞いてみれば、そのことも分かるなということがあれば、ぜひ実証していただきたい。これも始まったばかりですから、これからまだまだ続きますので、その対応方をお願いしたいと思います。

続きまして、4番目の学校教育現場でも様々な対応が取られていますけれども、保護者の収入減や学校へ通えない問題での対策が求められていますということを出しておきました。教育に関する報道なんか見ても、日々新しい案件が変わっていますし、それぞれの職者が出てきていろんなことを言ったりして、また6月1日、昨日から学校が始まりました。登校の仕方も2回に分けての登校であるとか、先ほど飯島議員からもありましたけれども、パソコンを今年度全部の学年に行き渡らせるということが課題になっていて、またそういうものを通じて今度はオンライン授業を始めるという、大変一遍に、入学式も満足にできないようなときに、タブレット端末であるとか、パソコンであるとか、あそこの町ではもうすぐパソコンを全部の生徒に配付するだとか、本当に目覚ましく動いていて、教育長だつてさばき切れないぐらいの課題が山積していると思います。

最初に言ったように心配されるのは、そういう中で義務教育というのは、子供には教育を受ける権利がある。保護者、周りには子供に教育を受けさせる義務と、子供には受ける権利がある。このことは、お金のある、ないによって教育に差が出ていけないという中で、教育長という立場でいろんな生活、コロナによって収入が断たれたり、ましてやシングルマザーであるところというのは、収入減で家賃も払えない。私、昨日テレビを見てい

たら、保護者の方が、学校が休みだから給食もないので1日に1食の食事しかしていないというので、ボランティアがそういう家庭に食事を届けて、それを待っているというようなこともあって、本当に様々な問題が出てきています。ですから、この中で様々な問題1つずつ応えていかなくてはならない。正しい答えがどれかも見つからないという中で、さばきが大変だと思っていますけれども、しかし教育長という立場でこれからを考えていかなくちゃならない。こういうこともやっていかなくちゃならない。ああいうこともやっていかなくちゃならない。これからやっていくこと。また、そういう困難のときで、まあまあできたこと。こんなことができた。なので、3の質問項目に出していますけれども、できたことと、これからやっていかなきゃならない。今まで経験したことのない環境の中で、恐らく秘めたものもあると思いますけれども、その辺についてどういう考えを持っているか伺えたらと。これからやりたいこと、ちょっとお示しを願いたいと思います。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） まさに私が一番こだわってきたところを質問していただいて、ありがとうございます。

3か月に及ぶ子供たちの長い臨時休校、この3か月をどういうふうに子供たちに過ごしてもらえるのか、また学校がどういうふうにフォローができるか、これについては非常にこだわってきたところです。また、今後どういうふうに考えていくかということについても考えているところがありますので、小池議員おっしゃるように、ちょっと幅が広い内容ですけれども、今思っているところを述べさせていただきます。

まず、町の教育委員会では、安倍首相が2月27日の夕方でしたか、26日の夕方でしたか、全国一斉休業と発表があったその夜から、早速校長と教育委員会事務局のメンバーでどういうふうに年度末を過ごさせるかということについて話し合いをしました。そのときは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としての学校のいろんな対応、そして子供たちの育ちの保障と学ぶ権利の保障、これは小池議員が非常にこだわっていらっしゃる学ぶ権利の保障を、どういうふうにこの休業期間中に保障していくのか、できる範囲で何があるのかということについて協議をしました。

まず、休業中は家庭と協力した毎日の健康管理、そしてできれば子供たちの居場所づくり、生活習慣の乱れを防止すること、子供たちが休業中に困っていることはないか、子供たちの様子をできるだけ見ながら家庭での生活の状況をつかんだりする方策を考えました。特に3月は、子供や家庭のことを第一に、感染リスクを避けながら学習習慣、生活習慣を確保したり、子供たちの困り感を把握したりするとともに、学年または学校の最後の1か月をどういうふうに子供なりの気持ちの整理をさせながら過ごさせるか、こういうことを

校長たちと本当に熟議して決定しました。

片や、感染リスクがある。学校のように、大勢の子供が密閉された空間で長時間過ごすというところは危険だから休校にするという内閣総理大臣の話だとすれば、短時間で人数を少なくして、換気を十分にしながら過ごせばできるのではないかということも校長たちの間で話し合い、その結果実施したのが、小学校の地区別少人数登校、中学校の学校年別登校でした。これは、町の学童クラブが小学4年生以下の通っている子供たちはもう朝から預かりますよと言ってくれたから実現できたことなのですが、もしそれをやらしてもらえなかったら、どうやって子供たちを預かるかというのは、学校で考えなくちゃならなかったかもしれないですけども、そこは学童クラブがしっかりとその子たちを預かると。では、学校ができることは何かということで取ったことです。今では少人数とかではなく、分散登校という言葉が世の中でもう辞書にも載るぐらい有名な言葉になっていましたけれども、今は全国的に当たり前ですけども、3月当初、明治小では休業の翌日から導入していた。これは吉岡町だけだったのではないかなと。日本で最初の分散登校と私は自負しております。そのとき、分散登校という言葉をつければよかったなど後悔しているところなのですけれども、そのようにして担任との最後の1か月、学校との最後の1か月をそれぞれの子供たちが過ごし、そうやって分散登校、少人数登校でありながらも、少しずつ気持ちの整理をしながら年度末を迎えられたと思っております。

また、4月中旬には早速再開と思われたところなのですが、緊急事態宣言が発令されて、少人数登校をまた始めたのですが、それすらもできなくなって、知事からも群馬県の小中学校の休業を5月末日にする。しかも、分散登校も実施しないでくれという話があり、町として独自の取組もいよいよできなくなってしまいました。

それでも、4月10日前後、10日過ぎぐらいですかね。緊急事態宣言が出された頃は、非常に今以上に感染リスクが高い中で、そのリスクがある状態でもどうしたら子供たちの、先ほどから申し上げている学習習慣、生活習慣、心のストレス、また心配事、困っていること、こういうものを把握できるかということそれぞれの学校で考えて、学校によっていろんな方法を取ったのですけれども、電話を使って子供の声を直接聞く。中学校では子供1人、または小学校では保護者同伴で登校させて、担任が顔を合わせて話をしたり、またある学校は下駄箱を使って課題のやり取りをしたり、それと一緒に希望する家庭の教育相談を実施したりということで、本当にそれぞれの学校が校長を中心に独自に考えながら、自発性を発揮していい方法を取ってくれていたと感じています。

十分な対応であったかどうかということについては、様々な考え方があると思うのですが、感染しない、させないこと、そしてそれと子供たちの心と学習、生活習慣のケア並びに生活状況の把握、この両立を果たすべく実施してきたと考えています。

心配なご家庭については、実際にちょっと担任が心配なご家庭をつかんだ事例も、この期間中、ありました。早速学校で情報を共有して、教育委員会にも報告して、対応できているという事例もあったところです。

教育委員会としては、今いる子供たち一人一人に、どういうふうにお金を使ってやればいいのかということを考えることよりも、私は前代未聞の長期の臨時休業措置ということに遭遇して、持たなくてはならない考えというのがあると思っていましたし、さらにその思いは強くなりました。それはどういうことかという、教育委員会とか学校側にこそ、子供たちに育てようとしている考える力が必要だということを校長たちに伝えております。それは具体的に2つあります。

一つは、働き方改革を推進する上で、保護者にも学校への理解を求めるであります。学校や教育委員会としても、休業中の子供たちの生活に思いをはせて、できることは何かないか常に考える必要がある。これは、ウイズ・コロナとよく言えますけれども、コロナと共存しながらやっていきながらも、働き方改革を進めなくてはいけない。これをやるために、今この休業中、どういうふうに学校が対応するかというのは、これからの働き方改革を本当に進めていく上では大事だろうということが一つ。

二つ目は、これもご存じだと思うのですが、新学習指導要領では、予測できない未来を主体的、創造的に考え生き抜く力というのを育てることをメインにしています。まさに今回、この臨時休業、コロナという事態が起こって、この力を養おうとしている側の私たち教育委員会と学校教職員のほうに、まさに予測できなかった事態にどうというふうに対応していくかという力がまさに問われていたと。また、問われていると考えましょうということです。だから、子供たちに育てたい力は、やっぱり自分たちに問われていると。この自覚をぜひ持ちましょうと。そういうことで、決して休みだということで思考停止に陥ることなく、休みなら休みに何ができるかというのを、最初は一斉に、また4月、5月は各学校独自に考えてきたと思います。このことが、教育に携わる者としてはとても大事だろうと思っています。

長くなってしまいましたが、長期にわたる臨時休校中の子供たちの指導をどう考えるかについて、このように校長に考え方を示し、一緒に考えていくことというのは、学校に通えない状況にある子供たちをどう支えるかという視点で私が最も重視した点です。このたびのコロナ禍で発生する問題の対応とともに、問題が起こらないように、また起こってしまったら小さくうちに把握し、対応することが教育として大切であると考えからです。教育を受ける権利を全ての子供たちに保障するという方策、これについて今までも考えてきましたし、学校が始まったこれからもぜひ考えていきたいと思っています。

さて、6月からいよいよ学校が再開されました。今後のことなのですが、感染リ

スクを最大限避けるためにできる方策を講じながら、吉岡町では学級を2つに分け、午前登校の部と午後登校の部の2部制で授業を行って、簡易給食も本当に満足なものではありませんけれども、子供たちに少しでも給食を味わって、また保護者にも少しでも支援になるだろうということで給食を提供しているところです。

今後、第2波も起こるということを想定しなくてはなりません。早速昨日は始まって、学校に行ったら、教育長、よく来てくれましたと校長からこんな話がありました。感染者や医療従事者への差別、偏見の解消、まずこれをちゃんと、もちろん学校の中でも万が一起こってしまったときにどういうふうにか考えるかということの考え方を各クラスでしっかりとやりました。それから、生活様式をどういう約束でこれからやっていくかということについても共通理解しました。そして、今までの今後やっていかなくちゃいけないのは、3月も含めれば3か月分の学習の遅れの回復、これについては行事を工夫したり、部活動の実施方法を工夫したり、感染リスクを避けながらの活動など様々あるのですけれども、新たに今回ICTの情報端末導入の整備ということも入ってきました。これについても、コロナ禍の前は必要感に応じて、そういうのは入れようと考えていたのですけれども、全くそれがやはり考え方が私も変わりました。まずは、環境を整え、その環境に先生たちの中で、もし使えない人がいたら、それを研修してやっていく。先ほど飯島議員に事務局長が答えましたけれども、そういうことをやりながら、まず環境整備。

そして、もう一つ先ほどの質問に86%の家庭はインターネットの環境が整備されているという話がありました。でも、反対に言うと、14%の家庭にはまだ整備されていません。今までは、14%の家庭が整備されていないのだから駄目だろう。公平性が保てないのではないかという考えで私たちもいたのですけれども、やっぱり発想が変わりました。86%の家庭がそれを持っているなら、何とか14%の家庭に理解を求めて、また経済的に支援が必要な家庭には町で支援をしたり、機械を貸し出したり、そういうふうにして、どこか役場庁舎の文化センターの部屋にWi-Fi環境を整えて、そこで学習ができるようにしたり、そういうことをやることで14%の家庭をフォローして、全部がそういう環境を整えられるように、そういう発想の転換をして、今回の6月議会の予算を計上させていただいたところです。

今後、昨日議決させていただいたこれらの事業を速やかに進めたいと思います。大変ありがたいことに、昨日議決いただいたので、もうICT環境を整える業者にはすぐに見積りであるとか、見積りが済めば発注であるとか、多分群馬県で一番先にこれができるのではないかと。これだけ群馬県中と一緒に機械が欲しいと言ったところで、もしかしたら吉岡町が一番先に導入できるのではないかと考えているところでした。

これからも、子供たちの健やかな成長のために何ができるかを考えながら、丁寧に事に

当たっていきたいと思います。このような考え方で3か月を過ごし、またこれからのICT導入を整えながら、吉岡町の教育を進めていきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ICTは大事なのですが、これは5月28日の上毛新聞に群大教授の共同調査という中にありまして、休校に伴い普及するインターネットを活用するオンライン学習は、ネットの娯楽利用と比べ、小学生の疲労度を高める可能性があるとの調査結果を群馬大社会情報学部の伊藤賢一教授らの共同研究グループが27日発表したと。高学年より低学年の疲労度が高い傾向があった。子供の状況を適切に把握し、休憩を入れるなどの対策が必要だと指摘している。グループによると、オンライン学習を1日3時間以上している児童82人のうち、疲労度が高いとされた割合は20%、同程度の時間を娯楽利用している児童118人に比べ、割合は約3倍となった。視聴に集中しなければならないことや、不慣れな端末操作により疲労がたまりやすいことなどが要因として考えられる。疲労度は学生でも差が見られた。オンライン学習を3時間以上している児童のうち、疲労度が高いのが5、6年生で19%だったのに対し、1、2年生では26%、低学年で割合が大きいというような報告もなされております。必ずその新しいものを得るときは、今までであったものを捨てなければ新しいものは得られません。両方得ることは不可能です。でもそれは時代の流れですから、必要なものは必要と思います。しかし、その辺の頃合いというものをよく見ながら進めていっていただきたい。

それと、回答は結構でありますけれども、質問に出しておきましたけれども、これも新聞報道でありましたけれども、県はこの4月に児童虐待が対前年比で1.4倍に増えたと発表しております。教育委員会としての役割はますます重要と思いますけれども、やはりこの点についても十分に注意をしていただきたいということを強くお願いしておきたいと思っております。時間も迫ってきましたので、またこの件については違う機会に質問をさせていただきます。

それと、時間が押してきましたけれども、スラグの問題について最後に質問いたします。2問出しておきましたけれども、1番目は吉岡町で使用された有害スラグは撤去片づけがされておりませんが、今後の対応はということで、それともう1点が、旧榛名カントリー、榛東メガソーラーの鉄鋼スラグの撤去片づけということで、前回も出して、また今回も出して、随分しつこい野郎だなと思われるかもしれませんが、この問題については、ホームページに今でも載っていますけれども、群馬県吉岡町による大同特殊鋼株式会社渋川工場から排出されたスラグの使用箇所及び調査について公表しますと、前に問うてありますけれども、5月20日金曜日、群馬県吉岡町のホームページで当社渋川工場よ

り排出された鉄鋼スラグを含む砕石を使用した町発注工事の調査を進めた結果、17工事に使用していることが公表されました。関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけし、誠に申し訳なくおわびを申し上げます。吉岡町及び群馬県と協議の上、誠意を持って対応する所存でございますとホームページで言っているのですけれども、このことを全くやっていないというのが今の大同の状態です。

それを受けて、これは榛東村の議会だより4月号ですね。ここにありますが、榛東メガソーラーパークのスラグ現地視察ということで、2月18日、ソフトバンク榛東ソーラーパークを北群馬郡町村議長会研修で視察しました。調査に先立ち、村長から現地は2012年造成工事に該当スラグが使用された。村にはスラグが使われた民家もある。村の安心安全のため、スラグの撤去に向けて強い姿勢で臨みたいという説明があったということがここに書かれています。吉岡町と榛東村が行って。

私は、この中で特に問題にしたいのは、人のうちの出来事と見がちなのですけれども、3月議会の榛東村の川田敏彦議員がこういう質問をしています。旧榛名カントリークラブの跡地造成工事は契約書を施工業者と結んでいます。契約書41条に瑕疵担保責任が明記されています。重大な過失があれば、補修工事の請求期限は10年です。残り2年になりますが、間に合う対策はどうなっていますかという質問に対して、村長が、造成工事の施工時に土壤汚染対策法に定める基準を超過した建設資材が使用されていました。契約書には瑕疵担保責任の記載があります。顧問弁護士と相談しています。村民の、また吉岡町民の命まで長年にわたる害があるということをよく考えなくてはなりません。これは村長の答えです。あそこにあるスラグというものは、吉岡町民の命まで、長年にわたる害があるということをよく考えなくてはならないと言っているのです。こういう問題なんです。決して人ごとではない。早く撤去してもらわなければ、吉岡町民の生命にさえ危害が及ぶ問題だということを隣の村長が言っているのです。ですから、これは早く何とかして片づければいけないということなのですけれども、これについての町長の見解はいかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 旧榛名カントリー跡地の榛東村内のメガソーラー設置場所のスラグ問題については、吉岡町の水源に影響を与える場所でもありますので、大同特殊鋼株式会社に対して、吉岡町の水源に影響を及ぼさないように、将来にわたって適切な対応をするように、また今後も榛東村と連絡を取り合いながら対応していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番（小池春雄君） 町長、隣の村長さえもこれだけ大きな危惧を抱いているわけです。吉岡町の町民の命に関わる問題だと。ですから、本当にそれだけの緊張感を持って、ぜひともまた再度榛東村長にお願いして、早い解決を望むわけでありますけれども、ここまで町長、実際に榛東村長と話し合いました。お願いしました。どうですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 当然機会あるごとに榛東村長とは話をさせていただいております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔1 3 番 小池春雄君発言〕

1 3 番（小池春雄君） 榛東村長がここまで本当に私は思いますと一歩も二歩も踏み込んで危機感を訴えていますので、吉岡町は当事者ですから、まさに吉岡町のことですから、吉岡町の住民の生命、財産を守る、その最高責任者ですから、今まで以上に本当に本腰を入れて榛東村長と力を合わせて大同特殊鋼に対して早い撤去を強く求めていただきたいということを重ねて求めまして終わります。

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、1 3 番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

日程第2 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第3 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第4 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第5 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第6 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第7 地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第8 人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議 長（山畑祐男君） 日程第2、第3、第4、第5、第6、第7、第8の各委員会の閉会中の継続調査の申し出については、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題にし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、一括議題と決しました。

各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長、総務産業常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、予算決算特別委員会委員長、地域開発対策特別委員会委員長、人

口問題対策特別委員会委員長から、吉岡町議会会議規則第71条の規定によりお手元にお配りしました調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

これからこの申出7件を分離して採決いたします。

まず、議会運営委員会の委員長からの申出についてお諮りします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、総務産業常任委員会委員長からの申出についてをお諮りいたします。

総務産業常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、総務産業常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長からの申出についてお諮りいたします。

文教厚生常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算特別委員会委員長からの申出についてお諮りします。

予算決算特別常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご

異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、予算決算特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、地域開発対策特別委員会委員長からの申出についてお諮りします。

地域開発対策特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、地域開発対策特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、人口問題対策特別委員会委員長からの申出についてお諮りします。

人口問題対策特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、人口問題対策特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

町長挨拶

議長（山畑祐男君） これで本日の会議を閉じます。

令和2年第2回吉岡町議会定例会の日程を全て終了しました。

閉会の前に、町長の挨拶の申入れを許可します。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨日は上程させていただきました議案13件全て可決いただきまして、大変ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

議決いただきました新型コロナウイルス対策関連施策等、着実に速やかに進めるとともに、これから梅雨を迎えますが、台風等による風水害への備え等、十分留意しながら、町政運営に当たっていきたいと考えております。

また、本議会における各議案審議の過程及び一般質問の中で賜りましたご指摘、ご意見

に対しましては、今後町政執行の中で留意してまいりたいと思っております。そして、円滑な事業の推進を図るよう、職員には指示、指導を徹底していきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症への対応について、まだまだ予断を許さない状況であります。緊急に議員皆様に情報をおつなぎすることがあろうかと思われませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。そして、ご意見等をお寄せいただければ幸いです。

今後とも得られた情報を基に、追加施策の必要が生じましたら速やかに対応してまいりたいと考えております。

議員皆様におかれましては、ますます健康に十分ご留意の上、ご活躍くださいますようご祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶に代えさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、令和2年第2回吉岡町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時06分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 山 畑 祐 男

吉岡町議会議員 村 越 哲 夫

吉岡町議会議員 坂 田 一 広